

平成27年第1回上峰町議会定例会会議録

平成27年3月6日（金曜日） 本会議6日
 会期 18日間 委員会4日
 平成26年3月23日（月曜日） 休会8日

| | |
|---|--|
| 平成27年3月6日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日） | |
| 出席議員 (10名) | 1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 原田 希 5番 寺崎 太彦 6番 漆原 悦子 7番 井上 正宣 8番 吉富 隆 9番 碓 勝征 10番 大川 隆城 |
| 欠席議員 (0名) | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名 | 町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 副 課 長 福 島 敬 彦 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介 |
| 職務のため 出席した 事務局職員 | 議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次 |

議事日程 平成27年3月6日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第2号～議案第24号)
(議案第25号・議案第26号)
- 日程第5 議案審議
議案第16号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第6 議案第17号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第18号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第19号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第20号 平成27年度上峰町一般会計予算
- 日程第10 議案第26号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さん、おはようございます。本日は平成27年第1回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番田中静雄君及び4番原田希君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より3月20日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。町民の皆様並びに議員各位には、平成27年上峰町議会3月定例
会に御参集いただき感謝を申し上げます。

本定例町議会にて、平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算案を提案し、御審議いた
だくに当たり、今後の町政運営につきまして、新年度に臨む私の所信の一端と、予算概要、
主な施策の概要を申し上げさせていただきます。

1 所信表明

我が国の人口は、増加を続けてきましたが、1億2,808万人をピークに平成20年から減少
局面を迎えたと言われております。民間有識者でつくる日本創成会議は、少子化や人口移動に
歯どめがかからず将来的に消滅する可能性がある地域が全国の市区町村の半分に当たる896
団体に上るとの推計を示しました。本町は戦前の人口が約3,000人、戦後約4,500人、昭和50
年は約5,000人、以降、農工並進ということで働く場を整えることで人口が伸び続けてまい
りました。昨年、総務省が公表した住民基本台帳人口移動報告（平成25年結果）を見ても、
本町は66人の転入増加（転入525人 転出459人）が確認されています。日本創成会議の推計
で消滅可能性都市とはならなかったものの、県内の多くの自治体はその対象となっているよ
うに人口減は避けられない以上、本町におきましても少子化や人口構造の変化により、これ
から人口が減少していくことは避けられないと認識しています。人口の自然減が国立社会保
障・人口問題研究所の推計を見ても避けられない中で、これからのまちづくりはいかに社会
減を努力で克服することができるかが試されることとなります。

国においては、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を掲げ、「地方創生」を
テーマに目指すべき将来の姿を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び2015
年から2019年の今後5カ年の政策目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦
略」を昨年12月27日に閣議決定し、地方創生に総合的に取り組むこととなりました。

これを受け、本町では「地方創生人材支援制度（日本版シティマネジャー制度）」を申請し人的支援をお願いしているところです。平成27年度に国から情報支援として整備していただく予定の「地域経済分析システム」を活用し、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処してまいります。また、内閣府を通じて地域総合整備財団「新・地域再生マネジャー」の申し込みを行い、地域の課題に対応する人材派遣をお願いしております。

その上で、平成27年度中に「上峰人口ビジョン」と「上峰版総合戦略」を策定してまいりたいと考えております。

また、本格的に施策を展開するほか、早期に実現することによりさらに効果が高まる施策については、スピード感を持って実行するため、平成26年度一般会計補正予算に盛り込み、先行型の国の交付金事業として平成27年度予算と一体的に進めたいと考えております。これまで実施していない新規性の高い事業を、平成27年度から実施する地方版総合戦略を前倒しする形で実施する「地方創生先行型」として、また、平成27年度1年限りにおいて実施される、地域内経済の活性化に直接寄与する「消費喚起・生活支援型」として、二本立てで行っていきたいと考えています。

特に、先行型事業としては、人口移動が多い結婚・子育て期の20代から40代の若い世代の方々や町外の方々にも「住みたいまち」と思っただけのようなプロモーションを強化するためにも、「子どもが主役になれるまち」というイメージを確立することが極めて重要であると考えています。インフラが整ったコンパクトな本町で、ソフト事業の延伸をさらに進めるだけでなく、暮らしやすさを実感していただくことができるよう、必要なときに必要な情報が取り出せる通信環境を整備していくために、「（仮）上峰スマートタウン構想」として国・県と連携して取りかかってまいります。

そのために、まずは、教育、子育て、介護・健康づくり、医療、行政情報、防災・減災、雇用、農業などに及ぶ「（仮）上峰スマートタウン構想」に欠かせない総務省の「光の道」事業を進めるために、新規性と地域性、そして将来性に富んだ先行型事業として、教育に焦点を当てた新しい事業を実施していく予定であります。これまでのオンライン遠隔教育を中心としたプログラムを延伸し、タブレットPCを配備し、特に英語に力を入れた新たな事業をスタートさせたいと考えています。平成27年4月から施行される改正地方教育行政法に基づき、全国に先駆け開催予定の「総合教育会議」の中で議論を始めてまいります。町民の皆様、議員の皆様の御協力をお願いいたします。

一方、消費喚起・生活支援型事業としては、町内全域で使用できる「プレミアム付商品券」の発行を計画しているところであります。町民の皆様も事業者の皆様にとっても有益で、プレミアムが実感できるような取り組みになるよう実施してまいります。国の第14回出生動向基本調査によりますと、子供3人以上を希望する世帯のうち「子育てや教育にお金がかか

り過ぎる」ために理想とする子供を持たない割合は71.1%とされています。そのため、今回は、特に多子世帯を支援する仕組みとしてプレミアム分を上乗せした「多子世帯プレミアム付商品券」を実現し、これら消費喚起施策を進めてまいります。

2 予算概要

(1) 平成27年度予算の考え方

次に、平成27年度予算について申し上げます。編成の基本的な考え方として、限られた財源を計画的・効果的に配分することを基本に編成いたしております。また、効率的な行政経営を目指し、健全な財政運営を維持するため、予算編成方法については、内部努力による経費削減の徹底を行いました。

また、町債については、健全化判断比率などの見通しを踏まえ、実質公債費比率18%を下回るまで、公債費適正化計画を着実に推進し、可能な限り発行を抑制する必要があります。一方、歳出では、扶助費の増加、防災の分野などで新たな財政需要が見込まれています。

平成27年度一般会計当初予算の規模は、一般会計3,717,000千円、特別会計国民健康保険1,041,000千円、後期高齢者医療97,000千円、土地取得14千円、農業集落排水579,000千円、合計で5,434,010千円になり、前年度の当初予算と比較しますと、一般会計0.4%の増、特別会計7.2%の増、合計で2.5%の増となります。

一般会計予算の規模は、対前年度100.4%の14,000千円の増で3,717,000千円となりました。一般会計の歳入歳出の概要を申し上げますと、一般町税全体では1,381,000千円を計上し、対前年度比では27,000千円の減となっています。

個人住民税、固定資産税のほうでは、対前年度当初比それぞれ2.0%、2.8%の減となっております。個人住民税に関しては、扶養控除の見直しが検討事項として先送りされ、ふるさと納税に対する減税幅の拡大と増収につながる改正は盛り込まれておりません。

固定資産税に関しては、3年ごとの評価がえの年になりますので、家屋の減価償却や土地の地価下落などの減収要因が新築や設備投資などの増収要因を上回る見込みです。

平成25年度の税源移譲以降、税率が据え置かれたままのたばこ税は、国内喫煙率が2割を切る中、全国的にも販売数量が漸減状態で、しばらくは減収傾向が継続するものと見込まれます。

法人住民税関係では、全国的に企業業績が堅調な中、26年度税制改正に伴う法人住民税法人税割の税率2.6%引き下げの影響が、27年度申告分から本格化してまいります。今回、旧税率換算比較では、対前年度当初比27%ほどの増を見込むものの、税率引き下げに伴い、結果3.7%の増としております。

軽自動車税につきましては、二輪車の税率改正に伴う増収分を当初予算に織り込む予定でしたが、結果として2.0%の増としております。これは、今回の税制改正で導入が予定されている28年度からのグリーン化特例制度とのバランスを図るため、改正済みの二輪車新税率

適用時期が1年延期され、28年度からとなることが改正法案に盛り込まれているためです。

なお、交付金関連では、消費税引き上げに係る地方消費税交付金の交付基準の経過措置が26年度で終了し、27年度は社会保障財源化分が法定率で交付されますので、所要の増額分を見込んで予算計上しております。

国庫支出金は、八藤遺跡保存事業に係る国庫補助金を計上しておりますが、小学校の南校舎エアコン復旧工事の完了などにより国庫補助金が減ったため、対前年度97%の402,000千円となります。

地方交付税は、855,000千円となりました。地方交付税は、地方財政計画において普通交付税が減額とされていることから、対前年度99%の735,000千円と見込み、特別交付税については近年の実績額に合わせて120,000千円と見込んでおります。

公債費である町債は、対前年度83%の155,000千円です。

次に、歳出では、義務的経費については公債費が減額となる一方、人件費及び扶助費が増額になることから、対前年度101%の1,774,000千円と見込んでいます。

投資的経費は、消防団格納庫移転工事、小学校大プール改修工事、小・中学校放送設備改修工事などを実施する一方、元気臨時交付金基金を活用した町道補修工事、中学校床改修工事及びテニスコート改修工事などが事業終了となるため、対前年度72%の138,000千円となります。

その他の経費は、社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム改修委託料や多面的機能支払い補助などの補助金が増額となることから、3%増の1,805,000千円となります。

3 主要な施策について

(1) 主要な施策について

平成27年度の主要な施策について申し述べます。「上峰まちづくりプラン」前期分野別計画の施策体系に沿って、公約に関する取り組み事業も含めて、新たにに取り組む施策を中心に、その大要を申し上げます。

1. 美しく安全な生活環境のまち

① 環境・エネルギー

地球温暖化対策の推進

温暖化防止対策として本町では、防犯灯のLED化を推進するとともに、引き続き職員による電力消費量の節減の取り組みを継続していきます。また、地球温暖化防止を目的に職員も率先して、不必要な照明の消灯、クールビズやウォームビズによるエアコンの設定温度の調整を継続し温暖化防止に努めます。

新エネルギー施策の推進

町民みずからが新エネルギーの利活用により温室効果ガスの削減に取り組み、地域全体で地球温暖化問題の解決に取り組む環境に優しいまちづくりを推進するため、平成24年度より

実施している住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を継続します。

自然保護・環境保全活動の推進

豊かな自然を守り、緑と花のあふれる都市空間をつくる施策として、身近な自然環境との触れ合いの場を確保するため、町民の皆様による緑地の拡大を図るとともに、庁舎等の公共施設周辺の環境美化活動を推奨します。

公害等の未然防止

目達原飛行場周辺における騒音について、現在、3カ所で測定を行っていますが、今後も国による適切な防音対策が図られるよう要望を行います。また、公共用水域の水質保全のために、水質検査を工場排水年4回6カ所、河川水水質検査年2回18カ所、トリクロロエチレン類第3物質検査年1回5カ所で行い、未然防止に努めております。なお、平成26年度行いました特定悪物質測定等、工場から排出される悪臭物質につきましても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じます。

②ごみ処理等環境衛生

ごみ収集・処理体制の充実

現在、一般廃棄物の収集運搬及び処分手数料として占有者（受益者）よりごみ袋大1枚当たり（消費税2円含み）40円、小袋（消費税1円含み）25円等を徴収しており、価格は据えています。また、平成27年1月よりごみ袋の間口を広くして、入れやすい袋になりました。今後ごみ袋の大きさやごみ袋の質の向上について検討します。

3R運動の促進

広報・啓発活動の推進やリサイクル推進団体の育成、ごみの排出量をさらに減らすために家庭用生ごみ処理機（生ごみ電動処理機／生ごみコンポスト）の購入に対する補助を通じ、町民や事業者の自主的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式や事業活動への転換を促します。

不法投棄の防止

山間部等への不法投棄を抑止するため、不法投棄の監視パトロールなどの監視体制を継続します。また、荒廃した家屋等の情報を集め対策を検討します。

し尿収集・処理体制の充実

現在、広域的な処理として三神地区環境事務組合にて収集・処理を行っております。今後許可業者への指導等により、効率的な収集・運搬に努めます。また、三神地区汚泥再生処理センターでは、汚泥リサイクルとして発酵肥料「三神豊作」を、し尿汚泥の再処理品としてつくっています。窒素が多く含まれており、土壌改良剤として元肥に最適で野菜・果樹・花等の栽培に利用でき、今後も普及・研究に努めます。

斎場の適正管理・運営

広域的連携のもと、20年目を迎える三養基西部葬斎組合による斎場施設の維持管理に努め

るため、炉の改修及び屋内空調設備の改修を行います。

③上・下水道

給水体制の維持・充実

上水道への加入促進につきましては、佐賀東部水道企業団と連携し、企業団だよりや町広報紙等を活用して、安全性の高い上水道への加入啓発を行います。

なお、上水道料金につきましては、平成23年及び平成26年に合わせて平均11.6%の値下げを行いました。引き続き経費の削減等に努めていきます。

下水道施設の適正管理

処理施設・管路施設の機能の保全と長寿命化に向け、坊所処理区の機能強化事業について老朽化した施設の更新及び計画人口の増加に伴う処理施設の増設本体工事が完成し、平成27年度から、諸調整を行い稼働を開始します。

管理につきましては、包括的民間委託による適正かつ効果的な施設管理を行い、長期継続契約等による経費の節減効果も見られるために、引き続き下水道事業の円滑な運営を推進します。

④公園・緑地

公園施設・設備の整備充実

本町は、都市公園として、鎮西山いこいの森や佐賀東部緩衝緑地、中央公園、坊所児童公園を整備しているほか、小規模児童遊園や農村公園等を各地区に整備しており、それぞれ町民のいこいの場となっています。公園の遊具等については、平成26年度実施しました一斉点検の結果をもとに、町内全域の公園遊具等の修繕または廃棄等を計画的に実施し、安全確保に努めます。

緑化の推進

緑の基金の活用と地域住民や住民団体の皆様による緑の愛護活動を進め、公共施設内・外で、緑や花に触れる機会をふやし、精神衛生の向上に努めます。

⑤交通安全・防犯

交通安全意識の高揚

警察署や交通安全協会等との連携のもと、運転免許保持者講習会や小・中学校における交通安全教室など、子供から高齢者まで各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、地域ぐるみの交通安全運動（春・秋）を展開し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

交通安全施設の整備充実

国・県道の安全な道路環境の整備及び県道へのガードパイプ等の安全施設の設置を要請していくとともに、町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心に、今後もガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を計画的に推進し、危険箇所の監視、点検

等を行います。

⑥消防・救急・防災

消防団の充実

平成26年度までに、国からの補助及びライオンズクラブからの寄贈により、小型ポンプ積載自動車4台、多機能車1台、消防ポンプ車1台、指揮車1台の配備を完了しました。また、消防団第1部（前牟田）格納庫の移転新築につきましても、地元の消防団及び地区役員との協議が調い、建物の設計を終えることができました。それにより、平成27年度当初予算に新築工事費を計上しました。

さらに、平成26年度から消防団員の報酬及び訓練手当の拡充、災害時出動手当の新設、消防装備の充実を行ってきましたが、平成27年度も引き続き消防装備の充実を図っていきます。

消防水利の整備

消火活動及び初期消火における迅速な対応を図るため、随時、必要箇所に消防水利を拡充していくよう努めます。

防災・減災体制の強化

平成26年度に九州防衛局へ補助事業実施計画書を提出し、防災行政無線のための設計の事業採択をいただきました。平成27年度の施設整備事業採択に向け努力し、早期の運用を目指したいと思っております。また、以前から防災用品の備蓄を行っておりましたが、平成26年度において庁舎の敷地内に防災倉庫を整備いたしましたので、今後は備蓄品の充実に努めます。

さらに、町有施設の指定避難所においては、利便性の向上を踏まえ、随時、機能の向上を図っていきます。

このほか、総務省の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、「上峰元気むらの安全安心確保対策事業」を立ち上げ、食糧備蓄・資材倉庫を兼ねた防火避難所施設の整備を要望していきます。

2. だれもが元気になる健康福祉のまち

①保健・医療

健康づくり意識の高揚と自主的活動の促進

広報・啓発活動の推進により、町民の「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。また、食生活改善地区協議会の地域に根差した活動及び自主的な健康づくり活動を支援します。

さらに、老人福祉センターに健康器具等を設置するとともに、健康づくりのための気功教室、男性の料理教室などを支援します。

健康診査・保健指導等の充実

特定健康診査等実施計画に基づき、受診率の向上に向けた啓発等を積極的に進めながら、特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、各種がん検診（胃がん検診・肺がん検

診・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮がん検診・乳がん検診）や骨粗しょう症検診の充実、健康教育や健康相談の充実に努めます。なお、検診手帳と検診費用無料クーポン券（子宮がん検診にあつては20歳、乳がん検診にあつては40歳の方）を送付し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を行い、健康保持及び推進を図ります。

母子保健の充実

母子の健康保持を図るために、妊婦一般健康診査事業について、必要な回数（14回）を受診できるよう助成しています。受診勧奨と妊婦自身の健康管理のため、妊娠届時にマタニティブックを用いて保健指導を行っています。また、平成26年度から不妊治療（人工授精、体外受精及び顕微受精）費の助成を、子どもを希望しているにもかかわらず、経済的負担が重い場合十分な治療を受けることができない方への経済的負担の軽減を図ることを目的として行っています。親の育児不安解消、児童虐待の発症予防に向け、妊娠期からの継続した相談・指導の実施、妊婦健康診査、生後4カ月までの全戸乳幼児訪問事業、乳児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査の実施、育児サークルの育成など子育て支援体制の充実を図ります。

精神保健の推進

精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるよう、正しい知識の普及のための広報活動等を推進していきます。また、医療機関や保健福祉事務所、総合相談支援センター等の関係機関との連携を図り、相談体制の充実に努めます。

感染症対策の推進

佐賀県や医師会等の連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や予防接種相談支援体制の充実に努めます。

②高齢者支援

高齢者保健福祉サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、社会福祉協議会等との連携のもと、配食サービス、ひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報システムの貸与、買い物弱者支援等の福祉サービスの充実を図ります。

65歳以上の高齢者が、あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術を受けられた際に、1回千円を上限として施術料を給付するあんま施術費給付事業を継続して実施します。

多年にわたり地域社会に尽力された高齢者に対し、古希（70歳）、喜寿（77歳）、米寿（88歳）、白寿（99歳）の方々に長寿祝い金を交付し、敬老の意を表します。また、9月に70歳以上の町内居住者の長寿を祝うために敬老会を開催します。

高齢者の能力活用・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、老人クラブが行うきずなサロン、料理教室等の活動支援やボランティア活動の推進、団塊の世代の知識や技術を活用したシルバー人材センターの活用を図ります。

認知症対策の推進

認知症高齢者の増加を見据え、認知症サポーターの養成・活用や関係機関と連携した認知症の早期発見・予防・重度化の防止に向けた取り組みなど、認知症対策を推進します。また、児童を対象に認知症キッズサポーター養成講座を開催し、地域全体で見守り支え合う体制づくりを推進します。

地域支援事業の実施

高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、介護保険事業による介護予防策として、関係機関と連携し、地域支援事業（歯つらつ教室・介護予防筋力トレーニング・転倒予防教室・介護予防3B体操等）を推進します。また、平成29年度より始まる総合事業に向けての体制づくりを進めます。

③障害者支援

障害者支援推進体制の充実

福祉制度やサービス内容の周知を初め、関係機関と連携し、障害者支援推進体制の充実に図ります。

障害者福祉サービスの提供

居宅介護（ホームヘルプ）等の居宅での生活を支援する訪問系サービス、生活介護等の日中の活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービス等の利用に対する自立支援給付を行います。

重度の身体障害者・知的障害者に医療費の一部を助成する重度心身障害者医療費助成や、自立支援医療費助成、補装具給付事業、在宅の重度心身障害者に対してタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー利用券を、月3枚、年間36枚交付します。

保育・教育の充実

障害児保育の充実や介助員の配置などによる特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。また、小・中学校の特別支援学級への就学の充実に図るため、障害のある児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減する目的で、援助を行います。

就労支援の充実

「障害者優先調達推進法」の施行に伴う「上峰町における優先調達推進方針」を定め、公共施設に係る公共事業の発注をふやすことで、利用者の平均工賃の上昇を目指します。また、生活支援施設としての機能強化を目指し、NPO法人との連携を検討していきます。

④子育て支援

子育てに対する経済的支援

子供の医療費助成について、ゼロ歳から小・中学生までを対象に、通院は一月一医療機関につき自己負担上限500円を2回まで、入院は一月一医療機関につき自己負担上限千円、院外薬局での薬代は無料とし、継続して保護者の子育てに対する経済的負担の軽減を図ります。

消費税率引き上げの影響等を踏まえて、子育て世帯に対して臨時的な特例措置を行うために、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者及び要件を満たすものに対し、支給対象児童1人につき3千円の支給を実施予定です。

保護者の子育てに対する経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励助成を継続して推進します。

さらに、地域住民生活緊急支援交付金を活用しましたプレミアム商品券発行事業の中で、多子世帯の支援策として、プレミアム率をアップさせたプレミアム商品券の販売を行ってまいります。

地域の中の子育て環境づくり

平成24年8月10日、子ども・子育て関連三法であります「子ども・子育て支援法」が成立し、新たな制度が平成27年4月1日に施行となります。本町においても、平成26年度、「上峰町子ども・子育て支援事業計画書」の策定を行い、今後は計画の実施に向け実情に応じた教育・保育・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て会議等での審議をお願いし、地域及び教育・保育施設との連携のもと、一層の子育てのしやすい町としての環境づくりを進めます。

ひとり親家庭への支援

増加傾向にあるひとり親家庭への経済的・精神的不安の軽減に向け、民生委員・児童委員等との連携のもと、相談・指導等を推進するとともに、各種手当や助成制度の周知と活用を促進します。

⑤地域福祉

地域福祉を支える多様な担い手の育成

老人福祉センター「おたっしや館」の経営を初めとした社会福祉協議会の運営や、利用者の増加を図るための体制強化等に支援します。

また、地域人づくり事業を活用し、健康器具等を用いた高齢者の健康づくり支援事業や、社会福祉協議会における弁当宅配事業を支援してまいります。

支え合い助け合う地域づくり

高齢者や障害者等が孤立せず、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促進し、地域で支え合う体制づくりを促進します。

ユニバーサルデザイン化の推進

誰もが不自由なく安全に安心して利用できる環境づくりに向けて、町有施設（江迎多目的研修集会施設、前牟田学習等供用施設、農村婦人の家）において、県の補助金を活用し、トイレの洋式化を図ります。

⑥ 社会保障

低所得者福祉の推進

低所得者の自立に向け、民生委員・児童委員、佐賀県及び社会福祉協議会等との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度や資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

また、消費税率引き上げによる負担軽減を図るため、平成26年度に引き続き住民税非課税世帯を対象に臨時福祉給付金を支給します。

国民健康保険制度の健全運営

国民健康保険制度については、広報・啓発活動の推進や医療費通知、レセプト点検の実施等により、制度の周知と被保険者の健康管理意識の高揚、適正受診の促進を図り、医療費の抑制や税率の適正化、保険税滞納者に対する納付相談を行い、収納率の向上を図り制度の健全運営に努めます。なお、国民健康保険制度の平成30年度からの広域化に向けて、佐賀県市町国民健康保険広域化等連携会議などで協議していきます。

国民年金制度の周知徹底

国民年金事務については、引き続き、日本年金機構佐賀年金事務所との連携のもと、住民の皆様がスムーズに手続きができるよう、今後も記録確認、相談業務について同事務所の指導のもと、町広報紙等を活用した制度の周知に努めます。

3. 人が輝き文化が薫る教育・文化のまち

① 学校教育

生きる力を育む教育活動の推進

学力の向上に向けて、平成26年度上峰中学校1年生に実施したオンラインによる補充学習を3年生にも拡充し実施します。1年生に対しては、中1ギャップの解消と2年生に進級する前の基礎・基本の定着、3年生に対しては、高校受験に向けての対策に努めます。また、上峰小学校では、2020年度英語教育の教科導入に向けて、地域住民生活緊急支援交付金を活用して、上峰小学校3年生からの児童に対しオンラインを活用した英語教育を行います。

多彩な交流・連携により新たな価値をつくる施策として、平成27年度は韓国ヨジュ市から中学生16名の訪問を受け入れるとともに、IT教育の先進地でもある韓国を視察訪問し、姉妹校・友好都市との交流事業を実施します。

いじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを利用した相談体制の充実を図ります。

本町の自然や歴史、産業、地域人材等の教育資源を生かした特色ある教育活動、上峰中学

校での米多浮立等総合的な学習や上峰小学校での米づくり体験などを推進します。

また、地方教育行政法の改正を受け、総合教育会議を設置し、首長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進します。

教職員の資質の向上

学力向上に向けた全国学力・学習状況調査の分析と対策について研修会等を実施し、教職員の資質の向上に努めます。

学校施設・設備の整備充実

上峰中学校校舎内の放送設備改修を実施し、緊急時の放送にも対応できるような施設といたします。あわせて上峰小学校グラウンドの放送設備も改修し、行事、事業などでストレスのない音響を目指します。

I C T利活用教育のため、上峰小学校の普通教室及び特別支援教室全てに電子黒板を設置し、デジタル教材・教具を整備することにより教育内容の充実を図ります。また、タブレットP Cも42台導入します。

②生涯学習

生涯学習関連施設の適正管理・利用促進

町民センター等の生涯学習関連施設について、ふぐあい箇所の早期改善に努めます。さらに町内外の文化団体と連携して施設を最大限利用いただき、文化・芸能の情報発信拠点として利用促進を図ります。また、平成26年度より地域人づくり事業による音響・照明エンジニア育成をN B Cラジオ佐賀と連携して進めており、施設やホールの運営について、引き続き連携を図っていきます。

ふるさと学館については、一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>の新・地域再生マネジャー事業外部人材派遣【環境整備型】をお願いしており、ふるさと学館の改革を軸とした地域振興策の検討を行い、子供の集いの場、生涯学習拠点としての機能強化を図ります。また、小・中学校図書室と連携を密にしていきたいと考えています。

特色ある講座・教室の開催

町民ニーズの動向や本町の特性を踏まえ、ふれ愛・粋いきセミナーや女性セミナー、文化協会サークル活動を通じた特色ある講座・教室を開催し、世代間の交流の場を広げます。

③青少年健全育成

健全育成活動推進体制の充実

社会全体で青少年を見守り、全ての青少年が安心して地域で活動できるよう、上峰町青少年育成町民会議の連携を促進し、子どもゆめ基金を活用した活動を行い、青少年育成のネットワークづくりを進めます。

あいさつ日本一運動を初めとする健全な社会環境づくり

あいさつ日本一運動を通じて、関係団体や青少年サポーターを中心とした非行防止活動や

補導活動、有害環境浄化活動、パトロール活動等を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

家庭・地域の教育力の向上

家族の触れ合いや親子の共同体験を充実させるための環境づくりを進めるとともに、子供の発達段階に応じた心の教育の推進、学習機会や学習情報の提供の充実に努めます。また、青少年が地域等で同世代の青少年や異年齢の人々と交流し、自主性や社会性を育むことができるように、放課後子ども教室の開催などにより、青少年の居場所づくりの充実に努めます。

青少年の体験・交流活動等への参画促進

青少年自身がさまざまな問題にみずから対応できるよう、また、みずから社会に貢献していけるよう子どもゆめ基金を活用した青少年育成サマーキャンプ、子どもクラブリーダー研修などの体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実に努めます。

④スポーツ

スポーツ施設の整備充実

佐賀スポーツフェスタ2015と題した第68回県民体育大会が鳥栖・三神地区で行われ、本町も開催地に予定されています。スポーツ施設については危険箇所の早期発見に努め適正な維持管理を行います。特に消耗が激しい小学校グラウンドの防球ネット、町民プール、人工芝の破損について早急に対応します。

スポーツ団体・指導者の育成

本町では、体育協会を初め、総合型地域スポーツクラブ（ふれあい友遊かみみね）や自主的なスポーツ団体が数多く活動されています。町としても、団体の育成・支援に努めるとともに、指導者の育成・確保を進め、スポーツ活動の活発化を促進します。

⑤文化芸術・文化財

文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

創立30周年を迎える上峰町文化協会と連携をし、町民文化祭の内容充実に努めるとともに、NHK主催のイベントや宝くじ文化公演などを積極的に誘致し、文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会をつくります。

文化財の保存・活用

指定文化財の適正な保存及び維持管理に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても、調査体制の充実のもと、発掘調査等を推進し、その保存・活用を図ります。八藤丘陵の太古木の保存整備については、関係機関との協議に基づき、周辺整備を含めた将来の保存公開を視野に入れ、土地の公有化に着手し、仮整備（公園化）に向けた作業を進めます。米多浮立・西宮伝統文化保存会など伝統文化の継承活動を推進し、その活動を継続するために平成27年度においても支援していきます。

4. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

①農業

農業生産基盤の充実

平成24年度より圃場整備地区内の約414ヘクタールで展開しました「地下水制御システム」による暗渠排水事業も平成26年度をもって完了いたしました。

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。多面的機能支払交付金事業は、平成27年度からの法律に基づき、農地維持支払交付金16地区、資源向上支払（共同活動）交付金15地区、資源向上支払（長寿命化）交付金7地区の活動に対して、国、県、町からの補助金を国の制度改正により、平成27年度からは各地区に交付いたします。

県営クリーク防災機能保全対策事業につきましては、事業費60,000千円、事業量約1,000メートルを計画されており、その10%の負担を予算に計上しております。

農地の鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字にあらわれる以上に農家に対し深刻な影響を及ぼしております。この野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動に対しまして鳥獣被害防止総合対策交付金による鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会よりワイヤーメッシュ1,520メートルを鳥越・屋形原地区へ支援いたします。

東日本大震災では多くのため池が被災し、福島県内のため池では、決壊によりとうとい人命が失われ、人家・公共施設・農地が被災しました。また、近年多発している局所的な豪雨により、例年多くのため池が被災しています。このような中、ため池の整備を迅速かつ計画的に進める目的で、平成25・26年度に県内のため池調査が行われ、その結果、本町においては「谷渡ため池」が地震に対する詳細調査の必要性が判明したため、平成27年度で取り組んでいきます。

意欲ある多様な担い手の育成・確保

集落営農組織の法人化については、今後避けて通れない問題であり、今回の人・農地プランの実践とあわせて、地域農業の今後のあり方について検討する必要から、行政も惜しまない協力をしていくとともに、ICTを活用した幅広い農業の情報発信に必要な検討を行っていきます。

農産物の生産性の向上促進

「さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業」により集落営農組織や機械利用組合などの担い手に対し、競争力の強化に必要な機械・施設の整備等を推進します。

平成27年度においては九丁分、八枚地区集落営農組合に対して水稻直まき及び排水対策用機械の購入補助を行います。

食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

安心・安全な農産物の営農活動に対して支援いたします。化学肥料・化学合成農薬を原則

5割以上低減する取り組みとあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付します。

また、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、「上峰元気むら組織体制確立事業」、「上峰元気むらの産業振興事業」を立ち上げ、鎮西山の山の恵みを楽しみ、郷土料理や伝統芸能など地域資源の継承に必要な要望を行っていきます。

②商工業

商工会の育成

商工会のさらなる活性化を図るために運営を支援し、商工会が基本方針とする経営基盤強化事業、情報化対策事業、商工会組織強化事業、各種共済制度の促進を中心とした各種活動の一層の活発化を促進します。

既存企業の活性化の促進

地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策として地域住民生活緊急支援交付金を活用した、多子世帯プレミアム商品券発行事業を行っていきます。

西日本クラフト株式会社においては、平成24年度に引き続き森林整備加速化・林業再生交付金を活用した、木材加工流通施設等の整備を行い経営の安定化を図ります。

③観光・交流

地域特性を生かした観光・交流機能の創出

「かみちゃりグランプリ2014」は、平成26年度に立ち上げました「まちづくり実行委員会」が主催者となり、佐賀県緊急雇用創出基金事業を活用し、前回の約2倍の3,000人もの人出を町内外から呼ぶことができました。町といたしましても、このイベントが大きな交流の場となるよう「まちづくり実行委員会」の運営に対し支援します。

5. 発展への基盤が整ったまち

①住宅施策

新たな住宅地の形成

西峰地区等への人口増加による町の活力向上を見据え、民間開発の適正な誘導等により、良好な環境の新たな住宅地の形成を促進します。

②道路・公共交通

国道の整備促進

国道34号線の交差点改良と歩道設置については、渋滞の緩和と歩行者の安全確保に向けて、引き続き地元関係者の協力を全力でお願いしてまいります。

県道の整備促進

県道の坊所城島線の歩道整備について、町民センターから加茂の交差点までは県の調査測量が済みました。今後、事業化に向けて県に要望をしてまいります。

また、県道神埼北茂安線については、平成26年度より工事着手され、平成30年度までに加

茂の交差点までの拡幅が図られる計画です。さらに、平成26年度にイオン上峰店周辺に歩行者用の横断防護柵を設置して安全対策を講じていただきましたが、引き続き要望していくとともに、県東部土木事務所との連携を密にするため、平成27年度も意見交換会等を積極的に開催していきます。

町道の整備及び長寿命化

特定防衛施設調整交付金により継続事業で八枚・坊所新村線及び前牟田東西線の道路舗装改修、また、社会資本交付金による堤1号・2号線の道路（安全施設）工事及び橋梁点検を実施します。また、前年から実施している地区の道路舗装（2カ所）、側溝改修（3カ所）を計画的に実施します。

道路維持関係では、軽微な補修等について地区からの要望に迅速に対応するため、平成27年度より年間の維持管理体制をとります。また、水害対策として平成27年度下津毛地区の道路暗渠改修等を予定しています。

路線バスの維持・確保

西鉄バス鳥栖神埼線の沿線自治体との連携のもと、利用促進及び維持・確保に向けた取り組みを推進します。また、町の史跡などのPRの一環として、バス停の名称変更を協議していきます。

通学福祉バス（のらんかい）の充実

町民の日常生活を支える重要な交通手段である通学福祉バス（のらんかい）について、地域公共交通会議において必要に応じた路線やダイヤの見直しを行い、サービスの向上に努めます。

③情報化

行政内部の情報化の推進

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、社会保障・税番号制度が平成27年10月に導入されます。具体的には、平成27年10月に個人番号が住民の皆様に付番され、平成28年1月より利用が可能となります。個人番号は、社会保障・税・災害の分野で活用され、将来的には、個人番号を利用することで、各種の申請の際に提出が必要な書類が簡略化されるなど、住民の皆様の利便性が向上することが見込まれます。平成27年度は、10月の個人番号の付番に向け、システム改修事業を実施し、社会保障・税番号制度への対応を進めます。

多様な分野における情報サービスの提供

住民の働き方の多様化、ICTに対するリテラシーの高まりなどから、ICTを活用した新たな情報発信に取り組むこととし、平成27年度においては、小学3～6年生の自宅等に情報通信機器を設置し、外国語活動の様子を撮影した動画を各家庭に配信します。また、小学6年生に対しては、外国語活動の時間にオンラインでの英会話を実施します。さらに、教育

関係のほか、行政情報、医療・健康情報、農業情報、防災・防犯情報など行政が有する情報についても、情報通信機器を通して発信していくことを進めていきます。

6. みんなの力でつくるまち

①男女共同参画

男女共同参画に関する意識改革の推進

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習などさまざまな場を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発・教育を推進します。

男女共同参画の社会環境づくり

町の審議会等への女性の積極的な登用や、女性町職員の管理職への登用拡大、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。

②コミュニティ

コミュニティ意識の高揚

地域コミュニティづくりを推進するため加入促進のための啓発を実施します。

また、平成26年度に総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して、米多浮立保存会を中心に地域振興を目的として、さまざまな取り組みが行われました。特に平成27年2月に行われた「子ども米多浮立」には大勢の米多団地の子供たちの参加がありました。今後も、この「子ども米多浮立」を定期的に継続していくことで、地域内での新旧住民の交流、世代間の交流が促進され、新たな地域コミュニティづくりが進むものと期待しています。

さらに、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、「上峰元気むらの交流促進対策事業」や「上峰元気むら地域文化伝承対策事業」を立ち上げ、上峰むらの農産物直売所の利用者、地域の子供、親、住民との交流拠点として、料理教室や栄養教室、子供料理教室を実施していくことを要望していきます。

③町民参加・協働

広報・広聴活動の充実

読みやすくわかりやすい広報紙づくり、ホームページによる広報活動の一層の充実に努めます。

④自治体経営

健全な財政運営の推進

平成26年12月議会において、「上峰町健全な財政運営に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、将来世代に過度な負担を残すことがないように、安定的かつ健全な財政運営を行います。また、平成27年度中に総務省より公会計整備に必要なシステムが配付されるため、町においては固定資産台帳を整備し、ファシリティーマネジメントを活用すべく公会計整備に取り組みます。

人材の育成

地方分権・地域主権の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図るため、成果主義に基づく人事評価制度を構築します。

以上、平成27年度の施政方針と主要な施策を述べるとともに、予算について御説明申し上げます。

私とともに二元代表制の一翼を担っていただいている町議会の皆様方の御理解と御協力、さらには御助言や御指摘は不可欠であります。議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力を賜り、町政の一層の発展のために尽力する所存を申し上げ所信とさせていただきます。御清聴いただきまして、ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

これで町長の施政方針は終わりました。

お諮りをいたします。会議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、10時40分まで休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第4．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

日程第4．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第2号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

平成27年4月1日から適用する給料表を、佐賀県人事委員会が平成26年10月に勧告するものに改正すること及び高齢者昇給抑制措置を導入するための条例改正を上程するものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第3号 上峰町行政手続条例の一部を改正する条例。

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、条例の改正が必要となりましたので、上程するものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第4号 上峰町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の公布に伴い、保育所等の保育施設の利用を希望する保護者が町へ保育の必要性の認定に係る申請を行う場合、町は小学校就学前子供の年齢や保護者の状況に応じて保育の必要性の認定を行うこととされており、認定に必要な事由、区分等について町の基準を示すため、条例を制定するものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第5号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例。

子ども・子育て支援法の公布に伴い、利用者負担額は国が示した公定価格の上限額の範囲内で世帯所得等を勘案して町が定める額となっているため、条例を制定するものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第6号 上峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第67号）の制定に伴い、上峰町保育の実施に関する条例を廃止する必要があるためでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第7号 上峰町歯と口腔の健康づくり推進条例。

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例（平成22年県条例第27号）の趣旨に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策を総合的かつ効果的に推進し、町民の生涯にわたる健康の増進に寄与することを目的に制定するものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法

律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、教育長が特別職になったため、条例を改正する必要となったためでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第9号 上峰町教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が特別職になったため、条例を制定する必要となったためでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第10号 上峰町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が特別職になったため、条例を制定するものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第11号 上峰町先進的ICT利活用教育推進基金条例の一部を改正する条例。

平成26年度において基金を取り崩し、一部を一般会計に繰り入れたために基金の金額が変更になったため、上程するものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第12号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が特別職になったため、条例を廃止する必要があるものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第13号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

平成27年度一般会計当初予算編成に伴い、小・中学校及びふるさと学館の図書購入費用へ教育振興基金の一部2,500千円を充当することとなったため、上程するものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第14号 町道路線の認定について。

上米多地区及び上防所地区の住宅地内道路を町道として認定するものでございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第15号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について。

天山地区共同環境組合の加入に伴う協議でございます。

平成27年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第16号

平成26年度上峰町一般会計補正予算（第7号）

平成26年度上峰町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239,785千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,191,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成27年3月6日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第17号

平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,031,842千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第18号

平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第19号

平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ644,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越し
て使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成27年3月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第20号

平成27年度上峰町一般会計予算

平成27年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,716,634千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる
地方債の起債の目的、限度額、起債の方法利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000
千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流
用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算
額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第21号

平成27年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成27年度上峰町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,040,524千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第22号

平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第23号

平成27年度上峰町土地取得特別会計予算

平成27年度上峰町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第24号

平成27年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成27年度上峰町農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ578,658千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成27年3月6日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

以上、23議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より23議案が一括上程されました。補足説明を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第2号、議案第3号、それから飛びまして、議案第15号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第2号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

今回の改正では大きく2点ございまして、職員の中で高年齢層の職員の給与を抑制するというのと、もう1点につきましては、4月から適用する給与表の改正、改定でございます。

まず、1点目でございます。少しさかのぼってまいります。平成24年の人事院勧告では、55歳を超え、かつ6級の高年齢層の者に対しての昇給抑制が勧告をされておりました。本町ではこの件に関しましては未導入ということでございしましたが、この昇給抑制というものは具体的には高年齢層の者につきましては、標準では昇給しないという仕組みのことでございます。今後、平成28年からの人事評価制度の実施を見据え、本町においても昇給抑制措置を導入する必要があるということでこれを導入し、4月1日から施行したいというものでございます。

次に、2点目でございます。昨年の12月議会におきまして、人事院勧告に基づき職員給与等を見直す条例改正案を提案し、議決いただいたところでございますが、平成27年4月からの給与制度の総合的見直しの実施を見据え、当該国の給料表、人事院の給料表は本年3月までの運用といたしておったところでございます。平成27年4月からは佐賀県人事委員会から勧告された給料表を採用することとしていたため、今回、本議会に改正案を上程し、4月1日から施行したいということでございます。

それでは、中身の御説明を申し上げます。議案に添付しております新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、新旧対照表の1ページでございます。1ページの改正後のところでございます。上のほうから参ります。

改正後の第4条「初任給、昇格及び昇給の基準」の第4項でございます。この第4条第4項中に、昇給させるか否かの対象者から、55歳を超える職員を除くということにするものでございます。先ほど言いましたように、55歳を超える職員の方については昇給を外すということになってまいります。

次に、その下のところの第5項のところでございます。第5項の規定の現行のところでございますが、現行の規定では、55歳以上の職員の昇給を2号給といたしております。今現在のところですね、これを左側の改正後のところでございますが、「勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限る」というふうにしておりますので、通常の勤務の状態、いわゆる標準の勤務の状態では昇給はしないと、そういうふうになってまいります。

次に、給料表の改定の部分でございます。この改定につきましては、例を3つほどとっておりますので、ごらんいただきたいと思っておりますが、まず1つ目の例といたしまして、若い人たちのところでございます。めくっていただきまして2ページをごらんいただきたいと思っておりますが、2ページの下から2行目、30のところでございます。右側が現行、左が改正後となっております。これが1級の30号でございますが、月額182,600円、これが改正後は左側の186千円ということで、月額で3,400円ふえるということになります。

それから次に、いわゆる中堅層でございますが、3ページをごらんいただきたいと思えます。3ページのほうに係長職ぐらいのところということで、3ページの40号給のところをごらんいただきたいと思えます。左側の40のところ、これを1、2、3、4の4級のところでございます。4級の40号のところ、右側のところが343,700円、これを左側のほうに行きますと343,100円、この段階で差し引き600円のマイナスとなってまいります。ですから、係長クラスから改定ではマイナスになるということになります。

続きまして、最後に、先ほど申し上げている高年齢層のところでございますが、4ページをお願いいたします。

4ページの一番上でございます。60のところですね、60の一番右のところ、6級の60号、これが月額412,400円でございますが、これが改正後は左側の408,600円ということで、月額で3,800円のマイナスというふうになってまいります。

以上のように、今回の給料表の見直しは若年層に重点を置きながら高年齢層を抑制するという給料表の体系になっております。ただし、この給料表の運用につきましては、佐賀県人事委員会勧告の給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しという中で平成27年度からの実施とし、給料表の見直しにより減額となるものについては減額との差額を2年間支給するということになっておりますので、この本町の場合も同様の取り扱いとなっております。

これで議案第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号でございます。

議案第3号 上峰町行政手続条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

行政が行ってまいります処分や行政指導などの手続を規定する行政手続法（平成5年法律第88号）について、国民の権利利益の保護の充実を図るということで、今回、法律に基づく行政指導を受けた者がその指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に対しその指導の中止を求める手続、それから、法令違反を発見した者が法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める手続、これらを追加した改正法律（平成26年法律第70号）が第186回の国会で成立し、平成27年4月1日から施行されます。

この行政手続法の規定では、町の機関が行う処分、その根拠となる規定が条例に置かれているもの及び行政指導の手続は適用除外とされているため、これらの手続を規定しております上峰町行政手続条例に、このたびの行政手続法の改正で新たに加えられた手続を本町においても規定するという必要がございます。

それでは、議案に添付しております新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

まず、1ページでございます。1ページの改正後——目次の第4章のところをお願いいたします。

こちらが現行は、行政指導「（第30条から第34条）」となっておりますが、ここに加えま

すので、改正後は「（第30条―第34条の2）」というふうになってまいります。

それから、その下のほう4章の2、これが追加になりまして、「処分等の求め（第34条の3）」と、ここが追加になってまいります。

それから次に、下のほうに参りまして、第2条のところでございますが、第2条の第1号でございます。現行「条例及び規則」というふうになっております。それで、町の条例なのか、ほかの自治体の条例も含むのか、そこら辺が少し曖昧な記述という状態にもなっておりますので、これを今回、左側の改正後のように、町の条例及び規則、それから佐賀県からの事務委任を受けた条例及び規則とすみ分けができるように規定しております。

続きまして、改正後のところを見ていただくと、1ページの下の方の6号、7号のところでございますが、行政庁、それから町の機関ということで、6号、7号にしております。これにつきましては、右側の現行ではございませんので、行政庁、町の機関についての定義づけがございませんでした。それで、今回、新たに改正後のように6号、7号ということで定義づけを行っております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページのところでございます。2ページの左側の改正後をごらんいただきたいと思いますが、改正後のところの「第4章 行政指導」のところでございます。「（行政指導の方式）」のところですが、行政指導を行う際に相手方に対して、法令条項、その条項に合致する要件、理由を明示する必要があるということで、今回、第33条第2項を新設いたすものでございます。

それから、同じ2ページの下段のほうから次のページ参りますが、「（行政指導の中止等の求め）」というものでございます。改正後のところでございますが、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、法律、町の条例、または佐賀県から事務委任を受けた条例にその根拠が置かれているものに限り行政指導をした行政機関に対し、行政指導の中止その他必要な措置を講じるよう求めることができるようになったということで、今回、このように規定を設けております。これが3ページの方の上段まで参っております。

続きまして、3ページの中段以降でございますが、「処分等の求め」でございます。改正後のところですが、「第4章の2 処分等の求め」、これを新設いたしまして、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、その権限を有する行政機関、または行政指導を求めることができるようになりましたので、これを第34条の3として新たな規定をここで設けるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページの新旧対照表の一番下のところでございます。ここにつきましては、この5ページの新旧対照表につきましては、今回の上峰町行政手続条例の改正に基づきまして、引用部

分の条項ずれの解消を目的とした上峰町税条例の改正でございまして、上峰町行政手続条例附則の中でうたっておるものでございます。

これで議案第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてでございます。

まず、天山地区共同環境組合というものの概要を申し上げます。

多久・小城地区広域クリーンセンター建設促進協議会におきまして、両市による一般廃棄物処理施設の設置、維持管理及び運営並びに一般廃棄物、家庭ごみの収集及び運搬に関する事務を、一部事務組合を設置して共同処理する決定が行われました。

続きまして、平成26年6月に組合設立に関する議案が多久市議会、小城市議会で可決され、同年7月に佐賀県知事に対し組合の設置に関する許可申請が行われ、同年10月に天山地区共同環境組合が設立をされております。

今回、この天山地区共同環境組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるために本町議会の議決を求めておるものでございます。

それでは、議案に添付しております新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

新旧対照表の1ページのところでございますが、下線を引いている部分でございます。ちょうど真ん中ぐらいになると思っておりますが、現行が「伊万里・有田消防組合」で終わっております。これの左側を見ていただきますと、この「伊万里・有田消防組合」の後に「天山地区共同環境組合」を加えるというものでございます。

以上で議案第2号、議案第3号及び議案第15号の補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に、補足説明を求めます。

○住民課副課長（福島敬彦君）

皆さんおはようございます。それでは、私のほうから議案第4号、議案第5号、議案第6号につきまして補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第4号 上峰町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例をお手元に御用意ください。

今回、条例制定の目的でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により児童福祉法が改正され、これまで保育については市町村が条例で定める事由により、保育に欠ける児童について実施をすることとなっております。改正後の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、家庭において必要な保育

を受けることが困難な児童についても実施することとなっております。

このことを受けまして、保育所等の保育施設の利用を希望する保護者が町へ保育の必要性の認定に係る申請を行う場合、町としましては、小学校就学前子供の年齢、保護者の就業等の状況に応じまして保育の必要性の認定を行うこととされておりまして、認定に必要な事由及び区分等につきまして、町の基準を示すために御提案をしているところでございます。

次に、第5号議案 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例をお手元に御用意ください。

この条例制定の目的でございますが、子ども・子育て支援法第27条及び第29条により、特定教育、保育施設や特定地域型保育事業の利用者負担額につきまして、市町村が定めることとなっております。つきましては、今回、内閣府令に定めます保育の必要性の認定基準により、認定を受ける教育的保育認定児童であります満3歳以上の1号認定児童、保護者の就労等で家庭的保育が必要な児童のうち、満3歳以上の2号認定児童及び3歳未満の3号認定児童におきまして、政令で定められております国庫上限基準限度額以内をもって利用者負担を定めることとなっております。さらに本政令により、満3歳以上の2号認定児童及び3歳未満の3号認定児童につきましては、保護者の就労状況等を考慮し、認定基準によりまして、保育標準時間利用負担または保育短時間利用負担への細分化された利用負担を定める必要があります。認定基準と利用者負担額を明確にするために条例で定めるよう御提案をしているところでございます。

次に、第6号議案 上峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例をお手元に御用意お願いいたします。

この条例の制定目的は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行によりまして、児童福祉法が改正され、これまで保育については市町村が条例で定める事由により保育に欠ける児童について実施することとなっております。改正後の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令に定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について実施することとなっております。このことを受けまして、児童が保育に欠ける事由及び保育料等について定める上峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例を提案させていただいております。

以上で、第4号、第5号、第6号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

次に、補足説明を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第7号、議案第17号、議案第18号、議案第21

号、議案第22号の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第7号 上峰町歯と口腔の健康づくり推進条例について補足説明をさせていただきます。

この条例につきましては、歯科口腔保健の推進に関する法律及び佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例の趣旨に基づきまして、本条例を定めるものでございます。歯と口腔の健康づくりが健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑みまして、歯と口腔の健康づくりに関する町の責務などを明らかにし、施策の基本となる事項を定め、歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策を総合的かつ効果的に推進し、町民の生涯にわたる健康の増進に寄与することを目的といたしております。

第2条で基本理念、第3条で町の責務、第4条で歯科医療関係者の役割、第5条で保健、医療、福祉及び教育等に関する者の役割、第6条で町民の役割、第7条で基本計画の策定、第8条で基本的施策の推進といたしまして、1番目に歯と口腔の健康づくりに関する情報の提供及び知識の普及啓発を推進すること、2番目としまして、町民の生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりを推進すること、3番目といたしまして、歯と口腔の健康づくりの観点から、食育及び防煙教育の推進並びに糖尿病等の生活習慣病の予防に必要な施策を推進すること、4番目で科学的根拠に基づく効果的な虫歯予防対策、フッ化物の応用等を推進すること、5番目で各号の掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策を推進することということにしております。

第9条では、財政上の措置ということとしてしております。

附則でこの条例は、公布の日から施行するということとしております。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

次に、議案第17号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

予算書2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の1. 国民健康保険税、補正額マイナスの10,104千円、計の176,929千円。

款の3. 使用料及び手数料、補正額30千円、計81千円。

款の4. 国庫支出金、補正額マイナス615千円、計227,608千円。

款の5. 療養給付費交付金、補正額15,304千円、計73,021千円。

款の7. 県支出金、補正額8,505千円、計50,871千円。

款の8. 共同事業交付金、補正額マイナス11,544千円、計113,075千円。

款の9. 財産収入、補正額151千円、計152千円。

款の10. 繰入金、補正額328千円、計43,950千円。

款の12. 諸収入、補正額1,953千円、計3,959千円。

次ページをお願いします。

歳入合計、補正額4,008千円、計1,031,842千円となっております。

4ページをお願いします。

歳出、款の1. 総務費、補正額マイナス1,281千円、計4,436千円。

款の2. 保険給付費、補正額マイナス1,177千円、計712,770千円。

款の3. 後期高齢者支援金等、補正額ゼロ円、計100,856千円。

款の7. 共同事業拠出金、補正額マイナスの6,081千円、計119,842千円。

款の8. 保健事業費、補正額マイナスの1,028千円、計6,420千円。

款の9. 基金積立金、補正額152千円、計153千円。

款の11. 諸支出金、補正額302千円、計10,300千円。

款の12. 予備費、補正額13,121千円、計31,341千円。

歳出合計、補正額4,008千円、計1,031,842千円となっております。

次に、補正予算に関する説明書によりまして説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

歳入で、款の1. 国民健康保険税、項の1. 国民健康保険税、目の1. 一般被保険者国民健康保険税及び目の2. 退職被保険者等国民健康保険税の補正につきましては、現在の調定額等の変更によります補正でございます。

5ページをお願いします。

款の5、項の1、目の1の療養給付費交付金、節の1の現年度分、補正額15,304千円の補正につきましては、退職者医療費交付金の額の確定に伴うものの補正でございます。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金、補正額8,829千円の補正につきましては、一種交付金は一般被保険者高額介護合算療養費の減額に伴います6%分の減額でございます。二種交付金につきましては、医療費適正化事業、保健事業、広域化等事業等の増によります補正でございます。

6ページをお願いします。

款の8. 共同事業交付金、項の1. 共同事業交付金、目の1. 高額医療費共同事業交付金、節の1の高額医療費共同事業交付金、補正額マイナス3,551千円につきましては、交付概算額が18,045,315円ございまして、それに伴う補正でございます。

目の2. 保険財政共同安定化事業交付金、節の1. 保険財政共同安定化事業交付金、補正額マイナスの7,993千円につきましては、交付概算額が95,030,437円でございますので、それに伴う補正でございます。

7ページをお願いします。

款の12. 諸収入、項の3. 雑入、目の1. 一般被保険者第三者納付金、節の1. 一般被保険者第三者納付金、補正額1,771千円につきましては、現在の歳入見込みでの増額ござい

ます。

9ページをお願いします。

歳出で、款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の13. 委託料、補正額マイナスの718千円につきましては、第三者行為事務手数料マイナスの97千円、レセプト点検委託料マイナスの123千円、レセプト管理システム保守委託料マイナスの498千円の合計でマイナスの718千円の減額補正でございます。

11ページをお願いします。

款の7. 共同事業拠出金、項の1. 共同事業拠出金、目の1. 高額医療費拠出金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額マイナスの5,952千円につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金及び高額医療費共同事業交付金戻し入れ分の確定に伴う補正でございます。

12ページをお願いいたします。

款の8. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、目の1. 特定健康診査等事業費、節の13. 委託料、補正額マイナスの800千円につきましては、特定健康診査等の委託料の現在の見込み額によります補正でございます。

款の8、項の2の保健事業費、目の2の疾病予防費、節の13. 委託料、補正額マイナスの236千円につきましては、当初10名分を予定しておりましたけれども、6名の希望者がありましたので、それに伴う補正でございます。

13ページをお願いします。

款の9. 基金積立金、項の1. 基金積立金、目の1. 財政調整基金積立金、節の25. 積立金、補正額152千円につきましては、財産収入での預金利子分の積み立てでございまして、この積み立てによりまして平成26年度末の基金額といたしまして80,274,035円ということになります。

款の12、項の1、目の1の予備費、補正額13,121千円で、これで補正後の予備費といたしましては、31,341千円ということになります。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

次に、議案第18号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

予算書2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額543千円、計74,770千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額4千円、計6千円。

款の3. 繰入金、補正額マイナスの688千円、計21,615千円。

款の5. 諸収入、補正額マイナスの114千円、計324千円。

歳入合計、補正額マイナス255千円、計97,140千円となっております。

3 ページをお願いします。

歳出、款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額マイナスの144千円、計95,676千円。

款の3. 保健事業費、補正額マイナス112千円、計294千円。

款の5. 予備費、補正額1千円、計374千円。

歳出合計、補正額マイナス255千円、計97,140千円ということになっております。

予算に関する説明書によりまして、また説明をいたします。

2枚めくってもらって3ページをお願いします。

歳入、款の1. 項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1. 特別徴収保険料、補正額マイナス853千円及び目の2の普通徴収保険料、補正額1,396千円補正につきましては、調定額の変更によりまして補正でございます。

款の3. 繰入金、項の2. 一般会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の2. 保険基盤安定繰入金、補正額マイナス688千円につきましては、額の確定に伴う補正でございます。

4ページをお願いいたします。

款の5. 諸収入、項の5. 受託事業収入、目の1. 民生費受託収入、節の1. 後期高齢者医療広域連合受託事業収入、補正額マイナスの114千円につきましては、保健事業受託事業の交付予定額に伴う補正でございます。

5ページをお願いします。

款の2. 項の1. 目の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額マイナスの144千円につきましては、今回の補正で計上しております特別徴収保険料マイナスの853千円、普通徴収保険料1,396千円と、保険基盤安定繰入金マイナスの688千円を広域連合のほうに納付するための補正でございます。

款の3. 保健事業費、項の1. 保健事業費、目の1. 健康診査等事業費、節の13. 委託料、補正額マイナスの112千円につきましては、健康診査委託料の補正でございます。

款の5. 項の1. 目の1の予備費で、補正額1千円で、補正後の予備費といたしまして374千円というふうになります。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

次に、議案第21号をお願いします。

議案第21号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

平成27年度の当初予算の規模といたしましては、対前年度比で11.5%の伸びになっております。

それでは、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入、款の1. 国民健康保険税、金額179,200千円。

款の 2. 一部負担金、金額 1 千円。

款の 3. 使用料及び手数料、金額 51 千円。

款の 4. 国庫支出金、金額 206, 617 千円。

款の 5. 療養給付費交付金、金額 62, 714 千円。

款の 6. 前期高齢者交付金、金額 235, 209 千円。

款の 7. 県支出金、金額 36, 554 千円。

款の 8. 共同事業交付金、金額 225, 110 千円。

款の 9. 財産収入、金額 1 千円。

3 ページをお願いします。

款の 10. 繰入金、金額 43, 061 千円。

款の 11. 繰越金、金額 50, 000 千円。

款の 12. 諸収入、金額 2, 006 千円。

歳入合計、金額 1, 040, 524 千円となっております。

4 ページをお願いします。

歳出、款の 1. 総務費、金額 4, 903 千円。

款の 2. 保険給付費、金額 648, 406 千円。

款の 3. 後期高齢者支援金等、金額 100, 856 千円。

款の 4. 前期高齢者納付金等、金額 83 千円。

款の 5. 老人保健拠出金、金額 11 千円。

款の 6. 介護納付金、金額 45, 620 千円。

款の 7. 共同事業拠出金、金額 226, 414 千円。

5 ページをお願いします。

款の 8. 保健事業費、金額 8, 598 千円。

款の 9. 基金積立金、金額 1 千円。

款の 10. 公債費、金額 10 千円。

款の 11. 諸支出金、金額 1, 204 千円。

款の 12. 予備費、金額 4, 418 千円。

歳出合計、金額 1, 040, 524 千円というふうになっております。

予算に関する説明書によりまして、説明をいたします。

2 枚をめぐっていただきまして、3 ページをお願いします。

歳入で款の 1、項の 1 の国民健康保険税、目の 1 の一般被保険者国民健康保険税の現年課税分につきましては、徴収率 95%、滞納繰越分につきましては、徴収率を 15% と見込んで算出をいたしております。

目の 2. 退職被保険者等国民健康保険税の現年度分につきましては、徴収率を 98%、滞納

繰越分につきましては、徴収率を15%ということで見込んで算出をしております。

5ページをお願いします。

款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費等負担金、節の1. 現年度分146,770千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費等の定率32%分の国庫負担分でございます。

款の4. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 財政調整交付金、節の1. 普通調整交付金50,007千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費等の定率9%分の交付金でございます。

款の5、項の1、目の1の療養給付費交付金、節の1の現年度分62,713千円につきましては、退職被保険者等の療養給付費等に対し交付されるものでございます。

6ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の1、節の1の前期高齢者交付金235,209千円につきましては、65歳から74歳までの人に係る医療費を対象に交付されるものでございます。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金31,145千円につきましては、一般被保険者分の給付費等の6%の一種交付金27,518千円と、医療費適正化事業等の二種交付金の3,627千円でございます。

7ページをお願いいたします。

款の8、項の1. 共同事業交付金、目の1、節の1. 高額医療費共同事業交付金15,566千円につきましては、高額医療費でレセプト1件当たりの給付総額が800千円を超える医療費を対象といたしまして交付される共同事業交付金でございます。

目の2. 節の1の保険財政共同安定化事業交付金209,544千円につきましては、全ての医療費実績に応じて交付されるものでございます。

8ページをお願いします。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1、節の1の一般会計繰入金43,060千円につきましては、一般会計からの繰り入れ基準に基づきました保険基盤安定繰入金及び出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金と事務費繰入金、子どもの医療国保医療費の繰入金でございます。

12ページをお願いします。

歳出で款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金492,000千円につきましては、月41,000千円ということで積算しました給付費でございます。

目の2. 退職被保険者等療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金56,400千円につきましては、月4,700千円ということで積算しました給付費でございます。

13ページをお願いします。

款の２．保険給付費、項の２．高額医療費、目の１．一般被保険者高額療養費、節の19．負担金、補助及び交付金72,000千円につきましては、月の6,000千円ということで積算しました療養費でございます。

目の２．退職被保険者等高額療養費、節の19．負担金、補助及び交付金10,800千円につきましては、月900千円で積算しました療養費でございます。

15ページをお願いします。

款の３．後期高齢者支援金等、目の１．後期高齢者支援金、節の19．負担金、補助及び交付金100,846千円につきましては、国民健康保険税の一部や療養給付費負担金等を財源といたしました後期高齢者医療制度に対する支援金でございます。

17ページをお願いします。

款の６、項の１、目の１の介護納付金、節の19．負担金、補助及び交付金45,620千円につきましては、後期高齢者の支援金と同様に介護納付金として納付するものでございます。

款の７．項の１の共同事業拠出金、目の２の保険財政共同安定化事業等拠出金、節の19．負担金、補助及び交付金209,545千円は、全ての医療費を対象といたしまして、保険財政安定化事業に市町が拠出金するものでございます。

以上で議案第21号の補足説明を終わります。

最後に、議案第22号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

平成27年度の当初予算規模といたしましては、対前年度比で2.1%の伸びとなっております。

それでは、予算書２ページをお願いします。

第１表歳入歳出予算。

歳入、款の１．後期高齢者医療保険料、金額74,128千円。

款の２．使用料及び手数料、金額２千円。

款の３．繰入金、金額22,499千円。

款の４．繰越金、金額１千円。

款の５．諸収入、金額505千円。

歳入合計、金額97,135千円となっております。

３ページをお願いします。

歳出、款の１．総務費、金額512千円。

款の２．後期高齢者医療広域連合納付金、金額95,617千円。

款の３．保健事業費、金額474千円。

款の４．諸支出金、金額32千円。

款の５．予備費、金額500千円。

歳出合計、金額97,135千円となっております。

予算に関する説明書により説明をいたします。

3ページをお願いします。

歳入で、款の1、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1. 特別徴収保険料45,423千円と目の2の普通徴収保険料28,705千円につきましては、現在の調定額による算出でございます。

款の3. 繰入金、項の2、目の1. 一般会計繰入金、節の2. 保険基盤安定繰入金21,487千円につきましては、低所得者の保険料軽減対策に対し、県負担分4分の3、町負担分4分の1の財政基盤の安定を図るための一般会計からの繰入金でございます。

7ページをお願いします。

歳出で款の2、項の1、目の1の後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金95,617千円につきましては、歳入での保険料、保険基盤安定繰入金の合算額を広域連合のほうに納付するものでございます。

以上で議案第7号、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第22号の補足説明を終わります。御審議くださりますようよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。それでは、私のほうから議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第8号でございます。

この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例改正でございます。

初めに、上峰町特別職報酬等審議会条例の一部改正ですが、教育長が特別職になったため、この条例の別表第1に教育長の報酬をつけ加えるものでございます。

次に、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

法律の改正により従来教育委員会を代表する教育委員長という職がなくなりましたので、別表中、「教育委員会委員長」という欄を削るものでございます。

次のページに参ります。

上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。

右側の現行第3条第2項中の「、教育長の推薦により」というところに下線がありますが、先ほど申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会における責任の所在を教育長に一本化されております。このことにより従来教育長推薦により職員を任命していたのですが、教育委員会の責任者ということでこの字句を削除する

ものでございます。

次に、議案第9号 上峰町教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例及び次の議案第10号 上峰町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、今まで教育長は一般職と同じ条例で縛られていたわけでございますが、特別職となったことでこの2条例を制定するものでございます。

次に、議案第11号をお願いいたします。

上峰町先進的ICT活用教育推進基金条例の一部を改正する条例でございます。

平成26年度に上峰中学校の普通教室、特別教室に電子黒板を整備したため、この基金を取り崩し、2,000千円を一般会計へ充当いたしました。そのため、総額が6,600千円でしたが、2,000千円を差し引いて4,600千円に改めるものでございます。

最後に、議案第12号をお願いいたします。

上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例でございます。

今までの補足説明で述べましたとおり、教育長が特別職となったために、議案第8号で説明しましたとおり、特別職の給与条例に教育長の給与を加えることにより、この条例を廃止するものでございます。

以上、補足説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。補足説明の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、午後1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き議案の補足説明を求めます。

○文化課長（原田大介君）

皆さんこんにちは。それでは、議案第13号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書の御準備をお願いいたします。

本議案は、平成27年度の小学校、中学校及びふるさと学館の当初予算に係る議案でございますが、教育課、文化課にまたがる案件ですが、私のほうから一括して御説明をさせていただきます。

小・中学校、ふるさと学館の図書購入費につきましては、これまでも教育振興基金の一部を一般会計へ充当させていただいておりましたが、平成27年度につきましても教育振興基金の一部2,500千円につきまして、これを一般会計に充当させていただいて支出とさせていただきたいというところでございます。これに伴います条例の改正でございます。

それでは、内容につきまして新旧対照表のほうで御説明をいたします。

まず、第3条の基金の額ですが、基金の額が現在の3,300千円から今回お願いをしております2,500千円を充当させていただいた後の残額が800千円となりまして、これが改正後の基金の額となります。

次に、基金の繰り入れ額と繰り入れ先についての御説明ですが、今年度、27年度は2名の方の基金から一般会計へ充当をお願いしておりますところでございます。

別表中、まず中山栄作様の基金5,000千円の基金のうち、これまで平成25年、26年度で3,200千円を既に充当させていただいております。現在、基金の額、残りが1,800千円となっておりますが、今回その中山様の基金より、ふるさと学館の図書購入費として1,500千円を充当させていただきたいと思っております。充当させていただきますと、基金の残りが中山様の基金につきましては、300千円となります。

続きまして、次のページでございます。重松信孝様の基金1,000千円がございますが、今回、小・中学校の図書購入費としてそれぞれ500千円ずつ、合計で1,000千円、全額を充当させていただきたいと考えているところでございます。これに伴いまして重松様の分につきましては、1,000千円を今年度、単年度で全額充当させていただくということになります。

以上、簡単でございますが、私からの補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

○建設課長（白濱博己君）

私のほうから、議案第14号、議案第19号、議案第24号の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第14号 町道路線の認定についてでございますが、道路法第8条第2項の規定によりまして、上峰町道路線を次のとおり認定したいので議会の議決を求めるということございまして、今回、4路線の町道認定をお願いする件でございます。

議案の次のページに位置図及び路線網図をつけておりますが、場所につきましては、上米多地区の北側のところで、JAにおいて平成24年度に開発された分譲地内の道路の3路線及び上坊所地区でございますが、ちょうど坊所団地の北東側、県道沿いではございますが、ドリームホーム株式会社におきまして平成25年度に開発された分譲地内の道路でございます。

路線番号につきましては、8259、路線名、上米多ホームタウン1号線、起点、上峰町大字前牟田字五本杉1546番地18地先、終点、同じく1546番地5地先です。延長は130.6メートル、

幅員は6メートルでございます。

次に、路線番号8260、路線名は上米多ホームタウン2号線、起点、上峰町大字前牟田字五本杉1546番地12地先、終点、同じく1546番地10地先、延長は39.2メートル、幅員6メートルでございます。

次に、路線番号8261、路線名は上米多ホームタウン3号線、起点、上峰町大字前牟田字五本杉1546番地6地先、終点、同じく1546番地5地先、延長36.3メートル、幅員といたしまして5メートル。

続きまして、路線番号につきましては8262、路線名は上坊所ドリームタウン線、起点、上峰町大字坊所字坊所307番地13地先、終点は同じく307番地21地先で、延長が97.3メートル、幅員といたしましては6メートルでございます。

今回の件につきましては、開発に伴いまして事前に公共施設の管理帰属に関する協議書を締結いたしまして、それに基づきまして町が管理を行うこととなる物件につきましては、今回、寄附をされまして約1年間経過し、適切な維持管理をされておりました。1年間たったということでここに町道路線といたしまして認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第19号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第3号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の準備をお願いいたします。1ページをめくって2ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額を説明いたします。

第1表、まず、歳入です。左から款、補正額、計の順に説明してまいります。

款の1. 分担金及び負担金、補正額5,179千円、計5,460千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額3,100千円、計139,600千円。

款の4. 財産収入、補正額65千円、計66千円。

款の5. 繰入金、補正額マイナスの5,996千円、計の244,029千円。

款の7. 諸収入、補正額14千円、計の6,479千円でございます。

歳入合計、補正額2,362千円、計の644,656千円でございます。

続いて3ページ、歳出でございます。

款の1. 総務費、補正額3,180千円、計の157,956千円。

款の2. 事業費です。補正額マイナスの368千円、計の34,234千円。

款の3. 公債費。補正額マイナスの450千円、計の451,966千円。

歳出合計、補正額2,362千円、計の644,656千円でございます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、事業名、坊所地区機能強化対策事業、金額5,700千円

でございます。

この対策事業費につきましては、現在、機能強化事業を行っておりまして処理施設の増築分の建築工事が終わっておりまして、また、電気設備工事につきましても間もなく終了する運びとなっております。平成26年度の事業におきまして施設の外構工事等につきましても引き続き行わなければならないために、工事の発注並びに工期等を考慮いたしまして、平成27年度に繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、平成26年度の上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）に関する説明書ということで、めくっていただきまして3ページをお願いいたします。

2 歳入の部でございます。

重立ったものとしたしましては、款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金、節の1. 分担金の受益者分担金新規加入分の5,179千円でございます。

この件につきましては、一般住宅16戸の新規加入がございました。1件200千円でございますので、3,200千円、それとアパートが2階建てでございますが、18戸の分で合わせまして1,980千円の合計が5,180千円ですけれども、頭出し1千円を差し引きまして5,179千円の今回お願いしている分でございます。

続きまして、款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料の節の1. 処理施設使用料でございます。

現年度使用料でございます2,800千円を追加しておるところでございますが、当初135,000千円の予算を立てておりましたけれども、今年度つなぎ込みの増加によりまして137,800千円の見込みを立てております。増加分2,800千円を今回お願いする分でございます。

続きまして、下段の款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金でございます。

この件につきましては、今回の補正で、先ほど申しました分担金収入の増の分、それと公債費償還金の減額を今年度見ておりますが、その相当分につきましては、一般会計繰り入れ分につきまして減額の5,996千円をさせていただいているということでございます。

続きまして、めくって5ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費の中の節の11. 需用費でございます。

まず、消耗品費として2,100千円を今回計上しておりますが、緊急ということで江迎処理区の真空ユニット本体一式、これが約1,440千円かかる見込みでございます。それと前牟田処理区で真空弁のオーバーホール等々、部品の2セット分、660千円ということで計上しているところでございます。下の6の修繕費でございます。この件につきましては、前牟田処理区の真空弁の本体2本を取りかえるということで、945千円を予定しておるところでござ

います。

続きまして、下段の款の 2. 事業費、項の 1. 事業費、目の 1. 事業費の節の13. 委託料でございます。

この件につきましては、坊所地区処理施設機能強化工事の設計・監理委託料で、3,000千円を減額するものでございますが、この件につきましては、当初、工事の設計、また水道管の移転補償費、それから、管理料を予定しておったところでございますが、平成22年度からの繰り越し予算を執行しなければならないために使わせていただいた分で、この3,000千円というのが不用になったものですから、今回、全額減額をさせていただくものでございます。

続きまして、節の15. 工事請負費でございます、機能強化事業2,600千円でございます。

この件は、本体工事が完成いたしまして、あと外構工事につきまして発注を予定しております関係で、今回2,600千円をお願いしておりますところでございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

款の 3. 公債費、項の 1. 公債費、目の 1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料でございます。

99千円の増額をお願いしているところでございますが、今年度の償還金の分が368,714千円ということになりまして、当初予算からの不足分の99千円を補正するものでございます。

続きまして、目の 2. 利子、節の23. 償還金、利子及び割引料の分で、マイナスの549千円でございます。

この件につきましては、昨年の 9 月定例議会の折に、平成21年度に借り入れた分を 5 年経過いたしましたので利子の見直しがあったわけでございますが、借り入れをするために一括返還をしております。その関係で利子分が減額となったもので、今回549千円を減額するものでございます。

以上、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第24号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計予算書について補足説明をさせていただきます。

それでは、1 ページめくっていただいて、2 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款の 1. 分担金及び負担金、金額281千円。

款の 2. 使用料及び手数料、金額139,500千円。

款の 3. 県支出金30,250千円。

款の 4. 財産収入、金額1千円。

それから、款の 5. 繰入金、金額253,723千円。

款の 6. 繰越金、金額1千円。

款の 7. 諸収入、金額、合わせまして2千円。

それから、款の 8. 町債、金額154,900千円となっております。

続いて、3 ページ、歳出でございます。

款の 1. 総務費、金額140,000千円。

款の 2. 事業費、金額65,656千円。

款の 3. 公債費、金額372,502千円。

款の 4. 予備費、金額500千円。

歳出合計、金額578,658千円となっております。

続きまして、めくっていただきまして、4 ページ、第 2 表でございます。

地方債、起債の目的といたしまして、下水道事業、農業集落排水事業、限度額は27,200千円でございます。

その下の項でございますが、資本費平準化債127,700千円。

合計の154,900千円となっております。年利 4 %の利率で今年度計画をしておるところでございます。

続きまして、下段の平成27年度上峰町農業集落排水特別会計予算書に関する説明書ということで、めくっていただき、3 ページをお願いいたします。

2 の歳入の部でございますが、重立ったものの説明といたしまして、中ほど、款の 2. 使用料及び手数料、項の 1. 使用料、目の 1. 使用料、節の 1. 処理施設使用料の中の現年度の使用料でございます。138,000千円。

昨年度より3,000千円の増額で予算しておりますけれども、この件につきましては、26年度のつなぎ込みの増ということで計上しておるところでございます。

続きまして、下段の款の 3. 県支出金、項の 1. 県補助金、目の 1. 県補助金、節の 2. 地域整備交付金の中でございますけれども、農山漁村地域整備交付金（機能強化事業）でございます。30,250千円でございます。

この件につきましては、この事業の補助金ということで今年度の、平成27年度の事業費が補助対象として60,500千円を見込んでおります。その 2 分の 1 が補助でございますので、その半額ということで計上させていただいておるところでございます。

続きまして、1 ページめくっていただきまして、中ほど、款の 5. 繰入金、項の 1. 繰入金、目の 1. 一般会計繰入金でございます。節の 1. 一般会計繰入金、これは金額244,364千円でございます。

この件につきましては、主に償還金及び事業費の増に伴うものでございます。

それから下段、5 ページをお願いいたします。

下段の款の 8. 町債、項の 1. 町債、目の 1. 下水道事業債、節の 1 の下水道事業債でございます。27,200千円でございます。

この件につきましては、先ほど申しました事業費の60,500千円の補助残の 9 割分を計上し

ておるところでございます。

続きまして、節の3. 資本費平準化債でございます。金額127,700千円でございます。

この件につきましては、借り入れ償還金に充てる分で計上しておるところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費の中の節の11. 需用費でございます。

まず1番目、消耗品費でございます、2,600千円でございます。

この件につきましても真空弁のオーバーホール用の部品等々、特殊なものでございますので、その分につきましては2,200千円、そのほかにつきましては、ベンチ、書籍、その他消耗品ということで2,600千円を計上させていただいております。

それから、6の修繕費でございます。この修繕費につきましては、今回13,976千円でございます。昨年度より7,000千円ほど増額になっておりますけれども、現在この施設につきましては、供用開始から約10年ほどたっておりまして、機器等につきましては稼働しているものも多くございますが、定期的な更新やオーバーホール等が必要となってきておりまして、下水道ライフラインの一つであります緊急におきましても早期の回復が必要となっております、機器等も、高価な機器等もございます。緊急性に対応できる予算ということで、今回お願いしておるところでございます。

続きまして、節の13. 委託料、農業集落排水施設維持管理委託料でございます。115,992千円です。

この件につきましては、現在、第一環境さんに委託をしておりますが、平成23年度から7つの処理施設を一括管理を行っております、3年見直しということで平成26年度に、昨年に見直しをかけまして平成28年度までの契約を平成26年度に行っている分でございます。昨年と同じ金額の分を計上させていただいております。

その下段の下水道使用料の徴収事務委託料につきましては、東部水道企業団のほうに年間委託しておりますけれども、昨年と同額4,092千円をお願いしておるところでございます。

続きまして、7ページの下段でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費の中の2の減債基金費でございます。節の積立金の分でございますけれども、農業集落排水事業減債基金の積立金ということで、500千円。

この件につきましては、一般会計からの返済分につきましては基金に積み立てる分でございます。本年度500千円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の13. 委託料11,200千円でございます。

この件につきましては、概算ではございますが、平成27年度機能調整ということで5,000千円、それから実施設計・監理費として2,500千円、それから汚泥の処分費として3,700千円の計の11,200千円を計上しております。

続きまして、節の15. 工事請負費でございます。

この機能強化事業につきましてでございますが、54,300千円を予定しております。内容といたしましては、周辺の外構工事6,000千円、それから、今までの施設の改修工事ということで、水槽部の防食工事ということで更新を予定しております、23,000千円。それから、既設の改修工事ということで設備関係の更新でございます、19,000千円。それから、管路舗装工事といたしまして1,300千円、それと一般単独で5,000千円を合わせましたところで54,300千円を計上させていただいております。

それから、下段の項の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料でございます。償還元金293,743千円でございます。

この分につきましては、今年度に予定している金額を計上させておるところでございます。既に借り入れした分の金額の償還でございます。

それから、目の2. 利子でございます。節の23. 償還金、利子及び割引料78,659千円でございます。

この件につきましては、既に借り入れ分の利子77,617千円、それから、27年度に借り入れ分を予定しておりますところで1,040千円ということで、合わせまして78,659千円でございます。

以上で3つの議案、議案第14号、議案第19号、議案第24号の補足説明をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いしまして、私のほうから説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

○企画課長（高島浩介君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案第16号、議案第20号、議案第23号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第16号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の準備のほうをお願いいたします。

初めに、補正総額のほうですが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正のほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。款、補正額、計の順に読み上げて説明をさせていただきます。

まず、款の1. 町税、補正額5,917千円、計の1,413,577千円。

款の9. 地方交付税、補正額1,607千円、計の825,157千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額155千円、計の72,517千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額△の2,991千円、計の77,852千円。

款の13. 国庫支出金、補正額14,070千円、計の473,026千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、補正額△の307千円、計の7,594千円。

款の15. 県支出金、補正額171,840千円、計の463,604千円。

次のページに参ります。

款の16. 財産収入、補正額1,229千円、計の1,238千円。

款の17. 寄附金、補正額△の41千円、計の688千円。

款の18. 繰入金、補正額△の65,852千円、計の185,357千円。

款の20. 諸収入、補正額10,211千円、計の63,485千円。

款の21. 町債、補正額103,947千円、計の286,065千円。

歳入合計、補正額239,785千円、計の4,191,883千円。

1枚めぐりまして、歳出のほうに入らせていただきます。

款の1. 議会費、補正額△の1,084千円、計の79,572千円。

款の2. 総務費、補正額△の8,127千円、計の538,952千円。

款の3. 民生費、補正額△の7,410千円、計の1,026,260千円。

款の4. 衛生費、補正額△の11,952千円、計の566,833千円。

款の6. 農林水産業費、補正額168,596千円、計の565,912千円。

次のページに入らせていただきます。

款の7. 商工費、補正額14,884千円、計の52,886千円。

款の8. 土木費、補正額△の12,617千円、計の158,171千円。

款の9. 消防費、補正額△の6,297千円、計の149,954千円。

款の10. 教育費、補正額△の156千円、計の473,893千円。

款の12. 公債費、補正額103,948千円、計の564,897千円。

歳出合計といたしまして、補正額239,785千円、計の4,191,883千円となっております。

続きまして、6ページのほうをお願いいたします。

第2表のほうの繰越明許費でございます。上段のほうより順に御説明をさせていただきます。

まず、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費で、社会保障・税番号制度の改正に伴います基幹系システム改修事業ということで、3,501千円。

下に参りまして、同じく総務管理費のほうで、地方創生政策に伴います地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の地方版総合戦略策定ということで、5,340千円。

次に、款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、新規就農総合支援事業補助金で、こちらのほうが1,500千円。

下に参りまして、同じく農林水産業費で、項の2. 林業費で、森林整備加速化事業補助金としまして186,750千円。

款の7. 商工費、項の2. 商工観光費で、こちらのほうで先ほどと同じく地方創生政策に伴います交付金事業ということで、プレミアム商品券補助金で15,210千円。

款の10. 教育費、項の2. 小学校費で、こちらのほうも地方創生政策に伴います交付金事業ということで、先進的英語教育推進事業で15,814千円。

同じく教育費、項の5. 社会教育費、こちらのほうで町内遺跡発掘調査事業ということで、三上遺跡の発掘調査668千円。

以上が繰越事業として取り組んでまいるものになっております。

次の7ページのほうをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

1 追加でございます。

起債の目的といたしましては、繰り上げ償還に伴う借換債で、限度額は103,948千円、起債の方法としましては、普通貸借又は証券発行ということになっております。

それでは、主な補正内容のほうについて御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書の3ページのほうをお願いいたします。

2の歳入のほうでございます。

款の1. 町税、項の1. 町民税、目の1. 個人、節の1. 現年課税で△の5,839千円。

すぐその下になりますが、目の2. 法人、節の1. 現年課税31,972千円の増でございます。

下の欄に移りまして、款の1. 町税、項の2. 固定資産税、目の1. 固定資産税、節の1. 現年課税で△の16,612千円。

また、その下のほうの欄になりますが、款の1. 町税、項の4. たばこ税、目の1. たばこ税、節の1. 現年課税△の3,604千円。

これらにつきましては、税のほうの決算見込みを再算定したことによります補正となっております。

1枚めぐりまして、5ページのほうをお願いいたします。

下のほうになりますが、款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 土木費国庫補助金、節の3. 土木費補助金、こちらのほうで、社会資本整備総合交付金△の5,500千円。

これは、国の配分額決定による減額ということで、こちらに伴います歳出のほうは後ほどまた説明をいたします。

1枚めぐりまして、6ページのほうをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の2. 教育費国庫補助金、節の1. 教育費

補助金で、右側説明欄の下から2番目のほうになりますが、防衛施設周辺対策事業費補助金△の6,198千円。

こちらにつきましては、小学校南校舎エアコン工事の補助で交付決定によります減額となっております。

次にその下、目の4. 総務費国庫補助金、節の2. 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金33,603千円。

これは、先ほど説明いたしました繰越明許費の国の地方創生政策に関します事業に伴います交付金で全額、平成27年度のほうへ繰り越すというものとなっております。こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明をいたします。

次の7ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款の13. 国庫支出金、項の3. 国庫委託金、目の1. 総務費委託金、節の2. 衆議院議員選挙委託金△の3,546千円。

こちらは衆院選の終了に伴います選挙費の精算による減額となっております。

1枚めくりまして、8ページのほうをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の4. 農林水産業費補助金、節の1. 農業費補助金で、右側説明欄の2段目のほうになりますが、さかの強い園芸農業確立対策事業費補助金△の7,887千円。

こちらにつきましては、アスパラハウスの新設補助金ということですが、申請の取り下げによる減額ということでございます。こちらに伴います歳出も後ほど御説明をいたします。

すぐ下のほうの欄になりますが、節の2. 林業費補助金で、森林整備加速化事業補助金186,750千円。

これは木材の加工機械設置等の補助ということで、こちらに伴います歳出も後ほど出てまいります。

次の9ページをお願いいたします。

款の15. 県支出金、項の3. 県委託金、目の1. 総務費委託金、節の5. 県知事県議選挙委託金△の5,506千円。

こちらにつきましては、県知事選の終了に伴います選挙費の精算ということでの減額でございます。

1枚めくりまして、10ページのほうをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金△の66,153千円。

これは、本年度の当初予算以降、前回の補正予算（第6号）までに財政調整基金のほうを82,736千円繰り入れておりましたが、今回の補正によりまして、こちらのほうを戻すものがございます。これによりまして基金の取り崩し額は本年度16,004千円、積み立て額は302,997

千円ということになってまいります。

1枚めくりまして、12ページのほうをお願いいたします。

款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入の右側の説明欄の下のほうになりますが、市町村振興宝くじ収益金配分金で4,846千円。

こちらは交付決定による増額ということで、同じく雑入の右側説明欄の一番下になりますが、鳥栖・三養基西部環境施設組合派遣職員負担金3,274千円。こちらは組合への派遣職員の人件費負担金が確定したための歳入ということになっております。

その下のほうになりますが、款の21. 町債、項の1. 町債、目の9. 臨時財政対策債、節の3. 繰上償還に伴う借換債103,947千円。

これは、平成16年度の臨時財政対策債の借換債ということで、これにつきましては、現在の起債の特約期間が平成27年3月31日までとなっておりますことによります借りかえでございます。こちらに伴います歳出も後ほど御説明をいたします。

1枚めくりまして、14ページのほうをお願いいたします。

下のほうになりますが、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の13. 委託料で、右の説明欄の上段のほうになりますが、地方版総合戦略策定調査・分析業務委託料5,000千円。

これは、歳入のほうで御説明をいたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の中で策定することとされております地方版総合戦略のアンケート調査、また、分析等の業務の委託料でございます。

少しページのほうが飛びますが、20ページのほうをお願いいたします。

20ページのほうで、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の2. 障害者福祉費、節の20. 扶助費で、右の説明欄の真ん中あたりになりますが、介護・訓練等給付費6,412千円、そのすぐ下になりますが、障害者医療給付費△の4,940千円。これにつきましては、給付費の決算見込みによる増減でございます。

めくりまして、23ページのほうをお願いいたします。

款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節の13. 委託料、右の説明欄の上段のほうになりますが、予防接種委託料△の7,240千円。

こちらにつきましては、法改正などによる接種者の減少によるものということになっております。

1枚めくりまして、25ページのほうをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費、節の19. 負担金、補助及び交付金で、右の説明欄の上段のほうになりますが、さかの強い園芸農業確立対策事業費補助金△の9,500千円。

こちらにつきましては、先ほど歳入のほうで御説明いたしましたが、補助申請の取り下げ

によります歳出の減額ということでございます。

1枚めくって、26ページのほうをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金で、農業集落排水特別会計繰出金△の5,996千円。

こちらは農集排のほうの特別会計の補正に伴います減額ということになっております。

下のほうに参りまして、款の6. 農林水産業費、項の2. 林業費、目の1. 林業振興費、節の19. 負担金、補助及び交付金で、右の説明欄の上段のほうになりますが、森林整備加速化事業補助金186,750千円。

こちらが先ほど歳入のほうで御説明いたしました、西日本クラフト株式会社のほうへ全額補助金として支出するものでございます。

すぐその下でございますが、款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費、節の19. 負担金、補助及び交付金で、右の説明欄の上段のほうになりますが、プレミアム商品券補助金15,210千円。

こちらは歳入のほうで御説明いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業の一環としまして全額商工会のほうへ支出するというものでございます。

次の27ページのほうをお願いいたします。

ページの下のほうになりますが、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の3. 道路新設改良費、節の15. 工事請負費で、町道堤1・2号線舗装工事△の10,000千円。

こちらのほうが歳入で御説明いたしました社会資本総合整備交付金の減額に伴う減額となっております。

1枚めくって29ページのほうをお願いいたします。

ページの中ほどのほうになりますが、款の9. 消防費、項の1. 消防費、目の2. 消防施設費、節の13. 委託料で、右の説明欄の下段のほうになりますが、防災行政無線施設整備実施設設計委託料△の3,245千円。

こちらの設計のほうは完了しております、入札減によるものでございます。

少しページのほうは飛びますが、32ページのほうをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の2. 小学校費、目の2. 教育振興費、節の13. 委託料、先進的英語教育推進事業業務委託料11,583千円、その下で節の18. 備品購入費で、タブレットパソコン関連備品4,231千円。

これらにつきましては、先ほどの地方創生の関係の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業としまして、小学校の児童に英語の授業配信等を行うための経費ということでございます。

最後に、35ページのほうをお願いいたします。

下の段になりますが、款の12. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、

利子及び割引料で、借りかえに伴う繰り上げ償還で103,948千円。こちらのほうは先ほど歳入のほうで御説明いたしました臨時財政対策債の借りかえによります償還金ということになっております。

以上で議案第16号の説明のほうを終わらせていただきます。

続きまして、議案第20号 平成27年度上峰町一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算のほうをお願いいたします。

まず、歳入でございます。款、それから、金額の欄を読み上げて説明をさせていただきたいと思っております。

款の1. 町税、金額1,380,661千円。

款の2. 地方譲与税、金額28,600千円。

款の3. 利子割交付金、金額2,250千円。

款の4. 配当割市町村交付金、金額1,300千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金、金額4,670千円。

款の6. 地方消費税交付金、金額139,000千円。

款の7. 自動車取得税交付金、金額2,250千円。

款の8. 地方特例交付金、金額6,500千円。

続きまして、3ページのほうに行きます。

款の9. 地方交付税、金額855,319千円。

款の10. 交通安全対策特別交付金1,706千円。

款の11. 分担金及び負担金、金額74,137千円。

款の12. 使用料及び手数料、金額79,963千円。

款の13. 国庫支出金401,579千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、金額7,594千円。

款の15. 県支出金、金額258,952千円。

次の4ページのほうをお願いいたします。

款の16. 財産収入9千円。

款の17. 寄附金、金額301千円。

款の18. 繰入金、金額221,301千円。

款の19. 繰越金、金額50,000千円。

款の20. 諸収入、金額45,542千円。

款の21. 町債155,000千円。

歳入合計3,716,634千円。

続きまして、5ページ、歳出のほうでございます。

款の1. 議会費、金額84,067千円。

款の2. 総務費448,315千円。

款の3. 民生費、金額1,018,787千円。

款の4. 衛生費、金額573,481千円。

款の6. 農林水産業費、金額380,935千円。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款の7. 商工費、金額8,740千円。

款の8. 土木費、金額137,476千円。

款の9. 消防費、金額181,264千円。

款の10. 教育費428,226千円。

款の11. 災害復旧費24千円。

次に参りまして、款の12. 公債費445,319千円。

款の14. 予備費10,000千円。

歳入合計3,716,634千円。

続きまして、8ページのほうをお願いいたします。

第2表の地方債のほうでございます。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額155,000千円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年利4%以内、償還の方法としましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものによるということでございます。

以上で議案第20号の補足説明のほうを終わらせていただきます。

続きまして、議案第23号 平成27年度上峰町土地取得特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算のほうをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款の1. 財産収入、金額11千円。

款の2. 繰入金、金額1千円。

款の3. 繰越金、金額1千円。

款の4. 諸収入、金額1千円。

歳入合計として14千円。

続きまして、3ページの歳出のほうをお願いいたします。

款の1. 土木費、金額13千円。

款の2. 予備費、金額1千円。

歳出合計14千円。

これにつきましては、前年同様、頭出し予算という形になっております。

以上で議案第23号の補足説明を終わります。

私からの補足説明は以上でございました。御清聴ありがとうございました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号と議案第26号の上程及び提案理由の概要説明を求めます。

○4番（原田 希君）

皆さんこんにちは。私のほうから議案第25号、議案第26号の2議案を上程させていただきます。

平成27年3月6日

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者

上峰町議会議員 原田 希

上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、標記議案を別紙のとおり提出します。

（提案理由）

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたため。

議案第25号

上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例

上峰町議会委員会条例（昭和50年上峰町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表を見ていただきますとアンダーラインの部分が今回、変更予定をしている部分でございます。

続きまして、議案第26号でございます。

平成27年3月6日

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者

上峰町議会議員 原田 希

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、標記議案を別紙のとおり提出します。

(提案理由)

議会運営委員長については、従来、議長または副議長が就任していたが、今回、一般の議員が就任したことにより、新たに議員報酬の区分を設ける必要がある。

ということでございます。

議案第26号

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上峰町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

に、新たに「議会運営委員長 月額 253,000円」を加えるものです。

それから、

第2条中「及び常任委員長」を「、常任委員長及び議会運営委員長」に改める。

第3条本文中「及び議員」を「、議会運営委員長及び議員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 議会運営委員長の報酬算定の起算日は、平成27年第1回上峰町議会臨時会において選挙

又は選任された者に限り、改正後の条例第2条の規定にかかわらず同条中「その選挙又は選任された日」を「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第〇号）の施行日」に読み替える。

ということで、これも新旧対照表を見ていただくと、アンダーラインを引かれている部分が新たに加えるものと文言をかえるものということになっています。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第16号

○議長（大川隆城君）

日程第5. 議案審議。

議案第16号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第7号）。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

15ページの施設管理費の15節、工事請負費の△の180千円がございますけれども、これの実績、内容、契約高とか受注者、面積等をお願いしたいと思います。

次に26ページ、このプレミアム商品券関係につきましては、もちろん繰越明許費ということで27年度の施行ということでございますけれども、これの内容、対象範囲なり、これ繰り越しですけれども、27年度限りであるものかどうかと、それから、3名以上の子供をお持ちの世帯に対しての事柄もあるようでございますけれども、想定される世帯数というものがわかれば教えていただきたい。

次に、27ページの道路新設改良費、13の委託料の町道米多坊所線測量委託料ということで上がっておりますけれども、これは、いわゆる請願が出ております坊所三上の道路改良に絡んだものの測量委託であるものかどうか、これも実績をお伺いしたい。

それから、34ページお願いします。

34ページの教育費の町内遺跡の発掘調査事業費の7の賃金、作業員賃金の△がございますけれども、これも26年度中の実績、どのくらいの件数があったものか、そこら付近をちょっとお伺いしたい。

以上でございます。

○企画課長（高島浩介君）

ただいまの碓議員のほうの中の尾団地の汚水処理場の整地工事ということでございますが、こちらのほうについて、ちょっと今資料のほうを準備しておりませんで、面積等についてはわかりませんが、基本的な予算額としましては6,000千円で、支出額としまして実績としま

して5,819,040円ということで、今回180,960円の予算残ということでちょっと減額のほうをさせていただいております。

面積等につきましては、ちょっと調べてまた御連絡をいたしたいと思いますが。（発言する者あり）はい、受注者のほうは野口機工建設になっております。入札に関しましては、タンクの解体がございました関係で、町内のとび、土工の許可業者ということで、町内の5社で入札を行っておるところでございます。

以上でございます。

○産業課長（江崎文男君）

私のほうからは、26ページ、プレミアム商品券補助金につきまして御説明申し上げます。

今回のプレミアム商品券につきましては、内容ですけれども、事業概要といたしまして、町が指定します商店街に対する交付金を利用しての額面を2割のプレミアムを用意しております。その中で、18歳未満の子供が3人以上おられる世帯につきましては、プレミアム料を1割アップいたしまして3割というような計画を今しているところでございます。

世帯数につきましては、対象世帯数が3,393世帯、そのうち先ほど申し上げました18歳未満の子供3人以上おられる世帯が今現在207世帯でございます。事業年度につきましては、平成27年度のみでの事業ということで今動いているところでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○建設課長（白濱博己君）

道路新設改良の委託料でございます。町道米多坊所線の測量委託料、マイナスの73千円でございます。

当初、この件につきましては、用地の測量ということで350千円を計上いたしましたけれども、調査の結果、276,370円ということで、減の分の73千円を減額する分でございますが、この箇所につきましては、変則5差路付近ということではございませんで、それから南に行きまして平井内科の東側ですか、ちょうどカーブのところの以前養鶏をされていた江頭さんのところでございますが、そのカーブのところを以前から用地でお願いしている分で、今回36平米分を調査、測量し、今現在、本人さんと交渉をお願いしておるところでございます。

以上でございます。

○文化課長（原田大介君）

教育費、社会教育費、町内遺跡発掘調査事業費の賃金の実績をとということでございますが、26年度に実施しました賃金としましては、三上遺跡のアパート建設に伴います賃金といたしまして155人分、それから、坊所二本谷遺跡の整理作業費の賃金といたしまして52人分でございます。今回、その不用額の減額をするものでございます。

以上です。

○企画課長（高島浩介君）

先ほどの中の尾団地の汚水処理場の面積ということでございましたが、面積としましては633.19平米ということで、その面積に対して敷きならし等を行っているということでございます。

以上でございます。

○9番（碓 勝征君）

プレミアム関係でございますけれども、これは、あくまでも手続としては本人の申請ということになるものか、こちらのほうから商工会経由で、そこら付近の手続ですね。どういう形式になるものですかね。

○産業課長（江崎文男君）

まだ具体的には決めておりませんが、先ほど言いましたとおり、一般世帯3,393世帯につきましては2割と、そのうち、18歳未満の子供の3名以上おられる世帯には3割ということで、基本的には18歳未満で3人家族おられる方については、うちのほうから戸籍等の調査をいたしまして、その方々を抽出していくような形になるかと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（原田 希君）

説明書32ページの款の10. 教育費、項の2. 小学校費、目の2. 教育振興費、節の13. 委託料と18. 備品購入費ですけど、先ほど地方創生ということで御説明がありました。施政方針でも少し触れられていましたけど、もう少し詳しく御説明をお願いします。

○教育課長（小野清人君）

本事業は、先ほど補足説明でもありましたが、平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を利用して、小学校3年生から小学校6年生を対象に英語授業を行うものでございます。

現在、小学校では外国語活動ということで英語の活動を行っております。5、6年生を対象に週1時限、年間35時限行っています。文科省は2020年、5年後ですね、5年後には今、外国語活動と申し上げておりますが、これを英語の教科にすることを決定されております。このことを受け、上峰町は先取りで英語活動にオンラインを利用した授業を行うために、現在、国のほうに交付申請を行っております。

内容としましては、1つ目は、パソコンを利用して外国人講師と1対1で英会話を楽しんでいただこうと。これは先ほど述べました英語、外国語活動の時間がありますが、その中で20分程度の会話を1対1でしていただこうというふうに考えております。対象は6年生のみです。

次に、各家庭のテレビで授業風景やデジタル学習のコンテンツを見るなど、保護者と一緒

にリビングで家庭学習ができないだろうかというふうなことを考えておまして、家庭で保護者も児童の学校での生活などを見ることもできる機器を導入したいと思っております。この機器を導入すればテレビでそういったものが見られるというふうなことで、この情報通信機器の設置委託料です。これは、対象は3年生から6年生というふうに思っております。

それと、先ほど申しました配信する授業風景、そういうものを録画する必要がございますので、撮影及び編集業務委託料を考えております。それと、この事業に必要なタブレットパソコンを42台購入したいということで備品購入費として計上いたしております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

35ページの体育施設費の工事請負費、テニスコート改修工事の△の184千円ということでございますけれども、これの実績を、契約高なり受注者をお願いしたいと思います。

それから、その下の学校給食費の委託料、減額の764千円ですかね、これの業務委託の実績がわかれば、お教えいただきたい。お願いします。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

碓議員のテニスコート改修工事の件についてお答えさせていただきます。

工事の契約額は21,816千円でございます。栗山建設のほうにお願いをいたしました。

以上です。

○教育課長（小野清人君）

目の3の学校給食費の業務委託料でございますが、3月の給食が提供中でございますので、実績はまだ出ておりませんが、見込みでこういう計算をしております。

以上です。

○9番（碓 勝征君）

テニスコートの21,816千円の財源の内訳といいますかね、うちからの持ち出しが幾らあるのか、国、県からの補助ですかね、その内訳をちょっと教えていただきたい。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

金額は全額、国の元気交付金を活用させていただきました。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第17号

○議長（大川隆城君）

日程第6．議案第17号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（寺崎太彦君）

説明の9ページ、歳出の款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費、節の13の委託料、その中のレセプト点検委託料、これは1件当たり幾らなのかを教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどのレセプト点検の委託料なんですけれども、1件当たり8円ということになっております。全体、最終件数的には3万4,674件ということで見込んでおります。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

レセプト点検されて、指摘とかそういったことが過去に何かあったのでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

点検をされて過去にどうか、今もずっとあるんですけれども、そういうふうで医療機関から来るレセプトを点検いたしまして、それを中身のチェックをして国保連合会に送って審査をされてということになっております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

予算書の見方をちょっと教えていただきたいんですが、この特別会計で、例えば、説明書の7ページの一番上の他会計繰入金で、一般会計からの繰り入れということで、328千円を計上されておりますが、本来、一般会計と区分して特別に管理する必要があるということで特別会計を設けて運営をするんじゃないかなというふうに思うんですが、この一般会計というのがどういうふうな性質の一般会計からの繰り入れなのか、それをちょっと御指導いただきたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

今回上がっているのが子どもの医療費の繰入金なんですけれども、この一般会計からの繰入金につきましては、当初予算のほうで説明をいたしましたけれども、4本ぐらい一般会計から繰入金があります。1つが交付税措置という措置をされた部分で、その区分の8割を割り戻したところでの繰入金というのが1つあります。それから、財政調整の部分で一般会計に受けました、国、県の補助を受けましたところの部分で4分の3の県の補助と4分の1の

町の補助ということでの繰入金ということでもあります。それで、先ほどの子どもの医療費、国保医療の繰入金、こちらのほうは子どもの医療費を出しております部分で、所管は住民課なんですけれども、その部分を国民健康保険の関係者の方の医療費を繰り入れてもらうということでの内容。

それから、もう1つが出産育児一時金、この部分も交付税算入をされておりますので、その部分での繰入金ということで、一般会計から繰り入れをしてもらって特別会計にそれを入れて特別会計のほうで、例えば、出産育児一時金の部分を支出しているというふうなことになります。

以上です。終わります。

○2番（吉田 豊君）

そうしますと、繰り入れするからには繰り出しの予算が当然ついてくると思うんですが、じゃ、一般会計の補正予算の何ページのどこに書いてあるんでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

一般会計の補正予算書でいきますと、その部分で、23ページの4款の衛生費、1項の保健衛生費の中の3目の母子衛生費の中の繰出金、これがその分の繰出金でございます。

以上です。（「わかりました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第18号

○議長（大川隆城君）

日程第7. 議案第18号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第19号

○議長（大川隆城君）

日程第8. 議案第19号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

5ページの事業費、工事請負費の2,600千円ですかね、補正が出ておりますけれども、こ

の坊所処理区の機能強化工事についての精算見込みと申しますか、決算が出ておればそれをお伺いしたい。実績を、どのくらいの金額になったものか、そこら付近をお伺いしたいと思います。

○建設課長（白濱博己君）

この事業費、全体では平成27年度までございますので、まだ確定はしておりませんが、平成26年度の事業費といたしましては、合わせまして33,500千円でございます。このうち繰り越しの明許を今回させていただきますが、それはここの2,600千円で外構工事をする予定にしておるところでございます。今現在、建屋の分は2月10日に完成をいたしております。そのほかに九電工さんの機械設備等々につきましては、3月13日で工期が終わりますので、間もなく終了でございます。しかしながら、建物だけということで、新しいその処理場の周辺ですか、L型の擁壁等々もしなくてはなりません、その外構工事ということで、今回2,600千円をお願いしておるところでございます。また、27年度につきましては新たに事業費、先ほど申しました60,500千円の見込みを立てて半分の補助ということで予定しておりますが、そういった形で今後も対処していきたい。

ただ、今現在の処理場の増設分につきましては、間もなく完成ということで、来年度の機能調整も含めまして、古い今までの処理場の改善、水槽部、それからまた、機械等々の更新もございしますが、あわせたところで稼働をしていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（碓 勝征君）

そうすると、27年度中には、いわゆる坊所処理区の、今回、機能強化ということでの最終的な全体像といいますかね、坊所処理区の機能部の増加分というのは27年度すれば全体像がわかってくるということですかね。

○建設課長（白濱博己君）

27年度の分、先ほど言いました65,000千円等々の事業費で行っておりますが、これが23年から27年まで5カ年計画でございます。全体事業としては619,000千円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

○議長（大川隆城君）

日程第9．議案第20号 平成27年度上峰町一般会計予算。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

質疑がないようですので、お諮りをいたします。ただいま審議中の平成27年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会につきましては、委員長に碓勝征君、副委員長に原田希君を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に碓勝征君、副委員長に原田希君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで、委員長に選任されました碓勝征君に就任の御挨拶をお願いいたします。

○9番（碓 勝征君）

皆さんこんにちは。ただいま平成27年度の予算特別委員会委員長に指名を受けました碓勝征でございます。重要ポストということで、大変重く受けとめております。原田副委員長とともに取り組んでまいりたいと思います。

皆さん御承知のとおり、本町の財政はまだまだ厳しい状況下にあるということになっております。どうぞ皆様方の御協力をお願いし、慎重に予算審議をしていただきたいと思いますので、皆さん方の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ありがとうございました。

日程第10 議案第26号

○議長（大川隆城君）

日程第10．議案第26号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

日程第11 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第11. 討論・採決。

議案第16号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第7号）の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時33分 散会